

(仮称)3市共同資源物処理施設設置に伴う  
生活環境影響調査(現況調査)  
計 画 書

平成 27 年3月

小平・村山・大和衛生組合



## 目次

1. 施設の設置に係る計画等	1
1-1 施設の設置者の氏名及び住所	1
1-2 施設の設置場所	1
1-3 計画の概要	1
2. 生活環境影響調査(現況調査)項目の選定	10
2-1 選定した項目及びその理由	10
2-2 選定しなかった項目及びその理由	11
3. 文献・資料調査	12
3-1 事業用地及びその周辺の概況の整理	12
3-2 地域の自然的状況	24
3-3 地域の社会的状況	27
3-4 環境関係法令に係る項目	30
4. 現地調査の手法	37
5. 調査スケジュール	40



# 1. 施設の設置に係る計画等

## 1-1 施設の設置者の氏名及び住所

施設の設置者:小平・村山・大和衛生組合

施設の設置者の住所:東京都小平市中島町2番1号

## 1-2 施設の設置場所

施設の設置場所:東京都東大和市桜が丘2丁目 122-2

都市計画法上の用途:工業地域

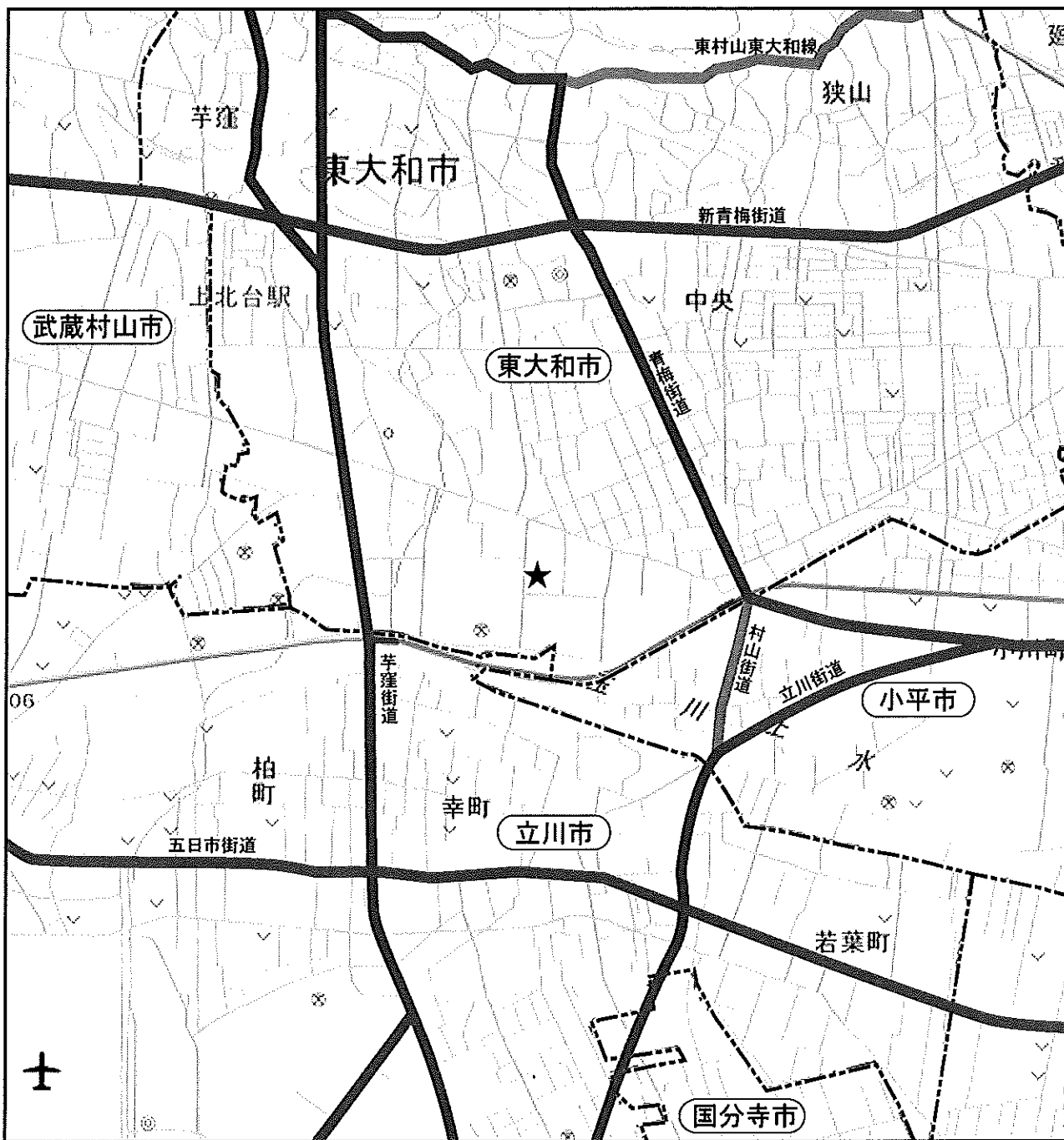
## 1-3 計画の概要

本事業は、資源物処理施設として手選別・圧縮梱包施設を設置し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象となるプラスチック製容器包装(以下「容リプラ」という。)及びペットボトルの2品目の処理を実施する計画である。

本事業における計画の概要は表 1-1、事業用地の位置は図 1-1、事業用地の区域は図 1-2、施設配置等は図 1-3～8 に示すとおりである。

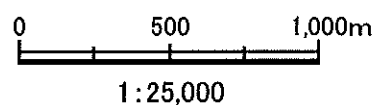
表 1-1 計画の概要

施設名称	(仮称)3市共同資源物処理施設
処理方式	手選別、圧縮梱包
処理能力	24t/日(容リプラ:17t/日、ペットボトル:7t/日)
建築面積	約 2,500m <sup>2</sup>
延床面積	約 4,900m <sup>2</sup>
建物高さ	約 24m
構造	地上3階構造(地下ピット有り)
操業時間	午前8時～午後5時(月～金曜日)
緑化面積	屋上部 約 560m <sup>2</sup> 地上部 約 550m <sup>2</sup>



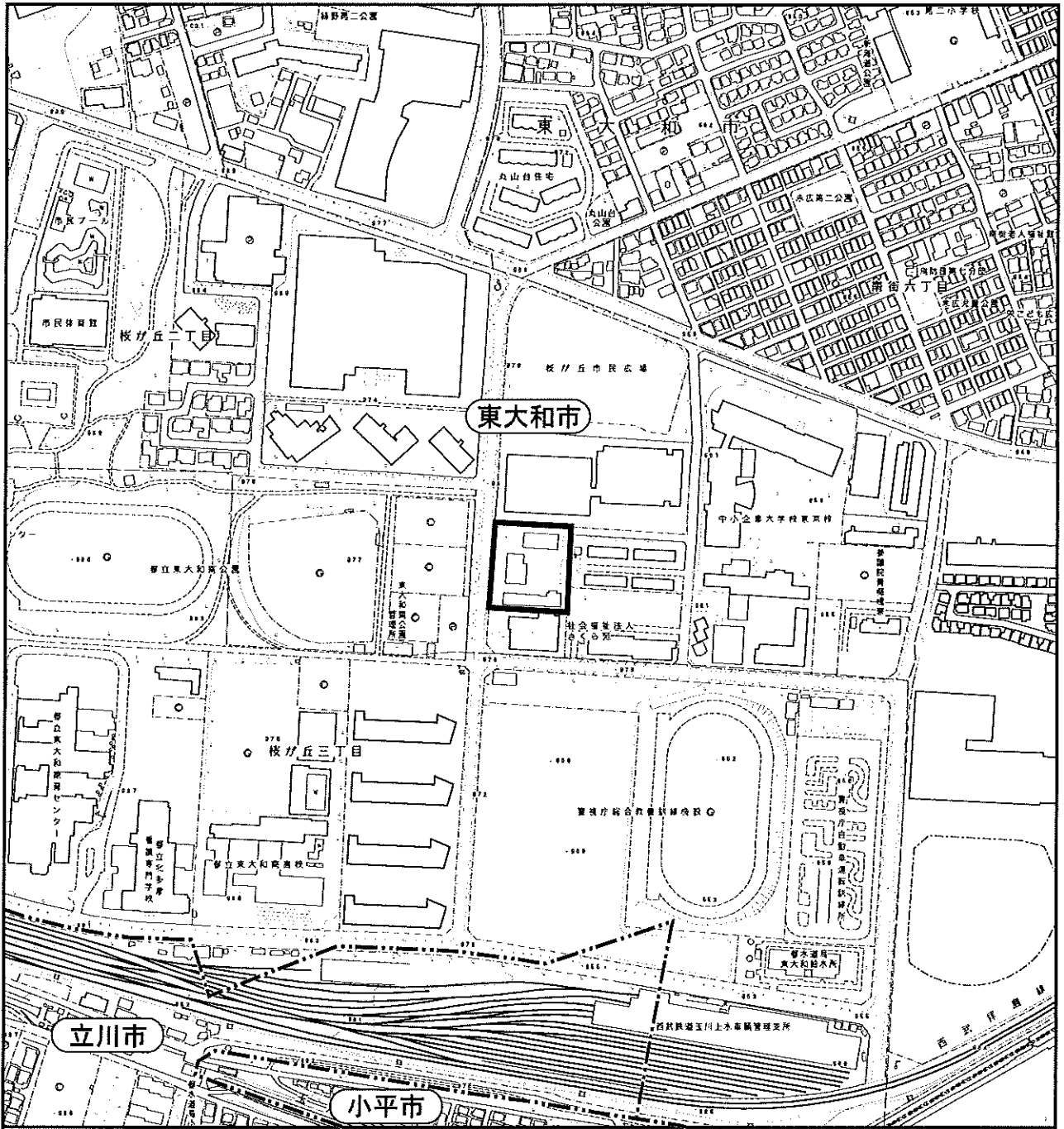
凡例

- ★ : 事業用地
- : 市境
- : 主要地方道
- : 一般都道



出典:「地理院地図(電子国土Web)」(国土地理院ホームページ)

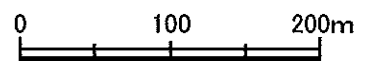
図1-1 事業用地の位置



凡例

 :事業用地

 :市境



1:5,000

出典:「東京都2500 デジタル白地図-東京都縮尺1/2,500 地形図(平成23 年度版)」  
 (東京都・株式会社ミッドマップ東京)を基に一部修正

図1-2 事業用地の区域

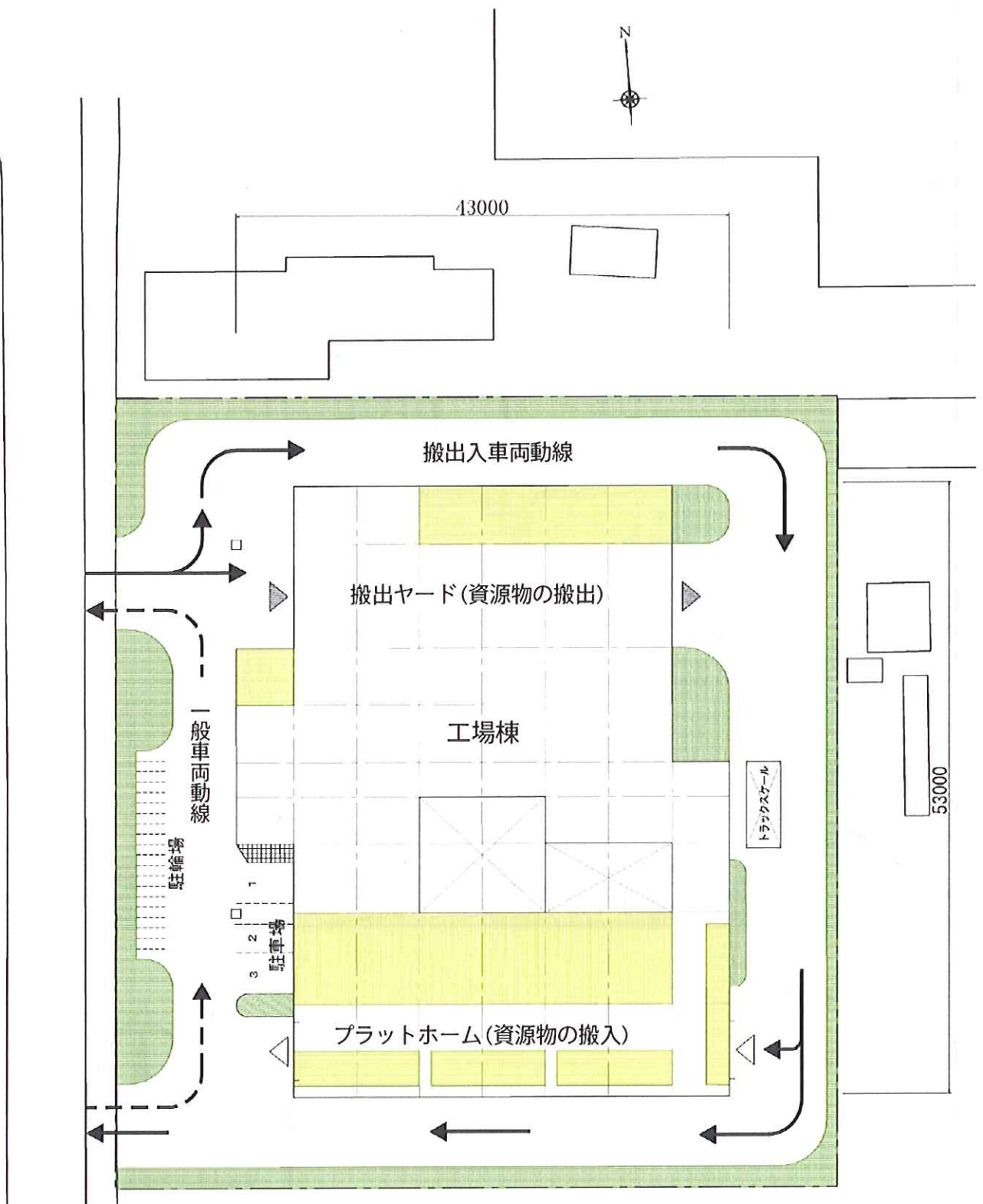
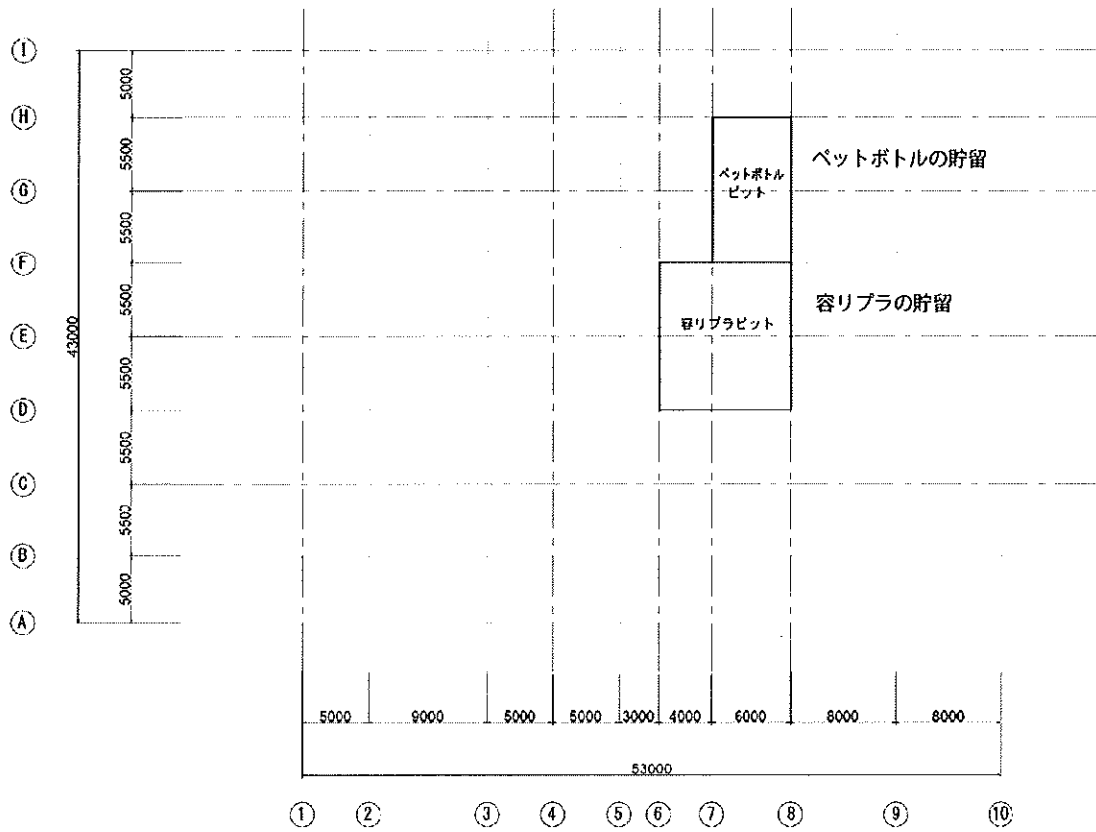
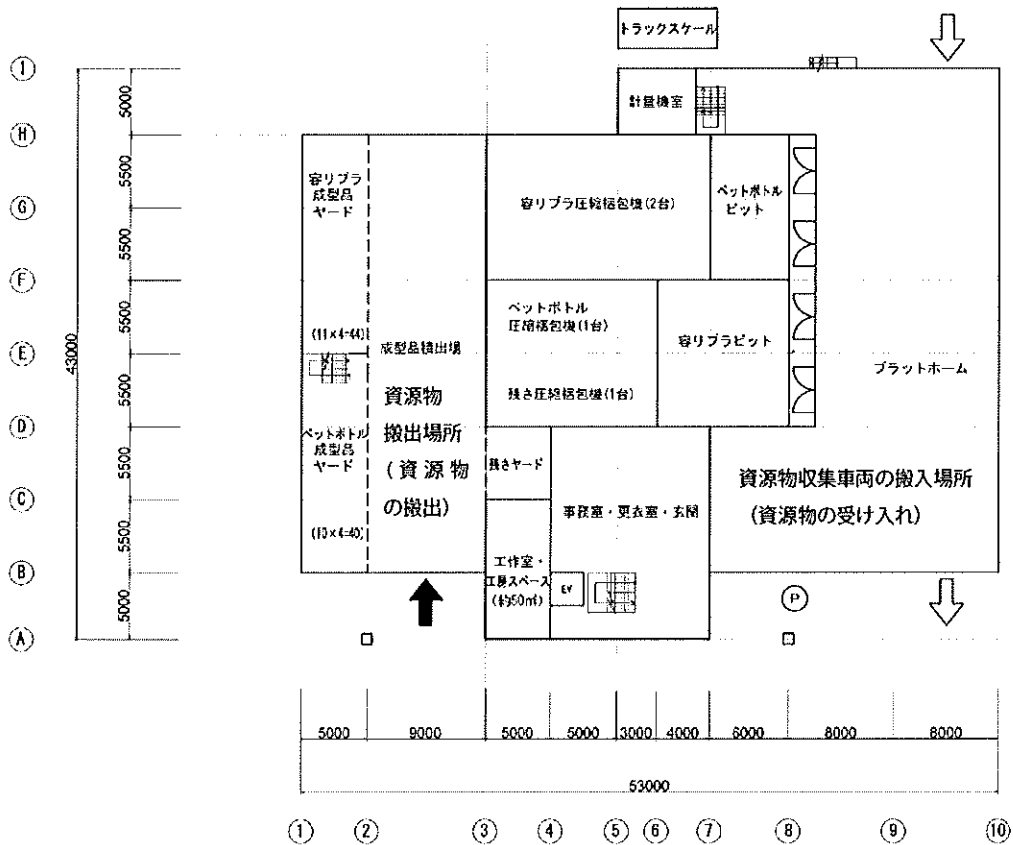
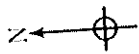


図 1-3 全体配置図(案)



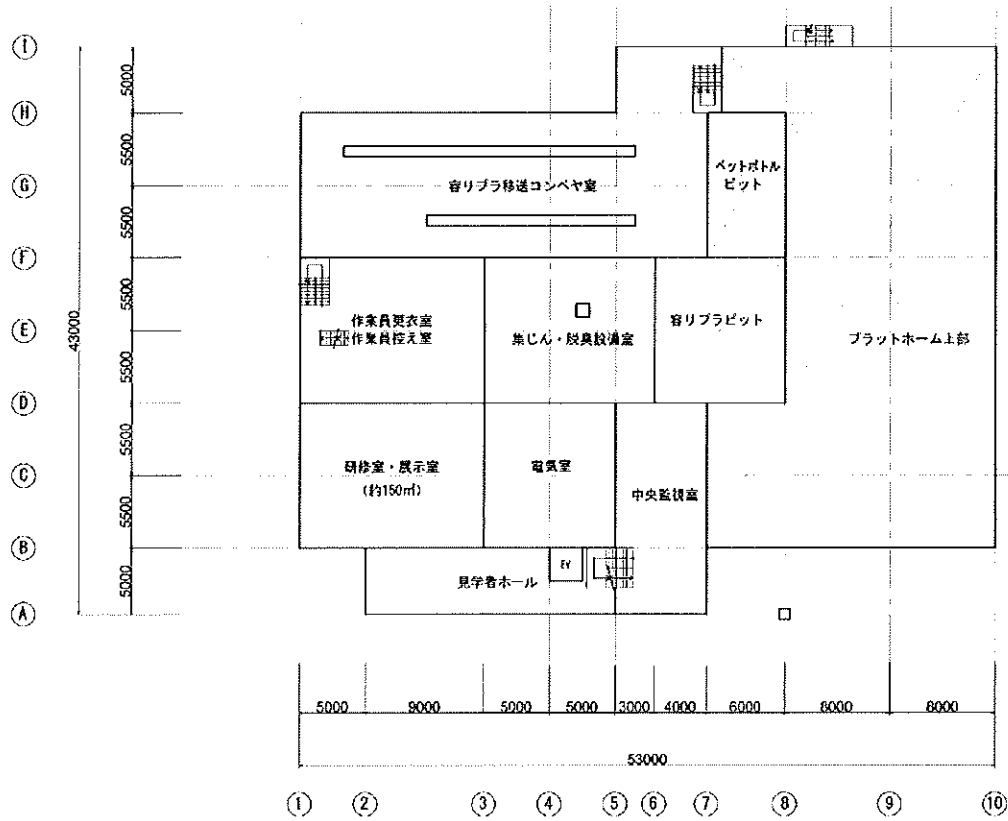


地下1階

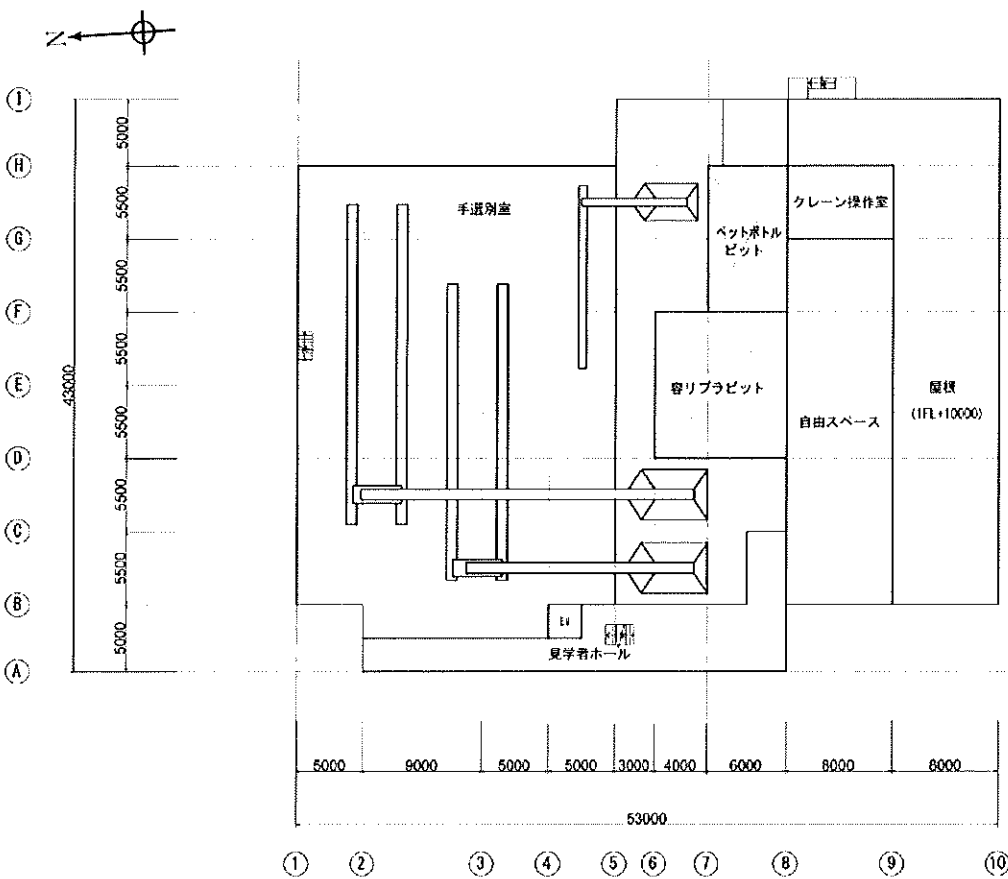


1階

図 1-4 各階平面図(案)(地下1階、1階)



2階



3階

図 1-5 各階平面図(案)(2階、3階)

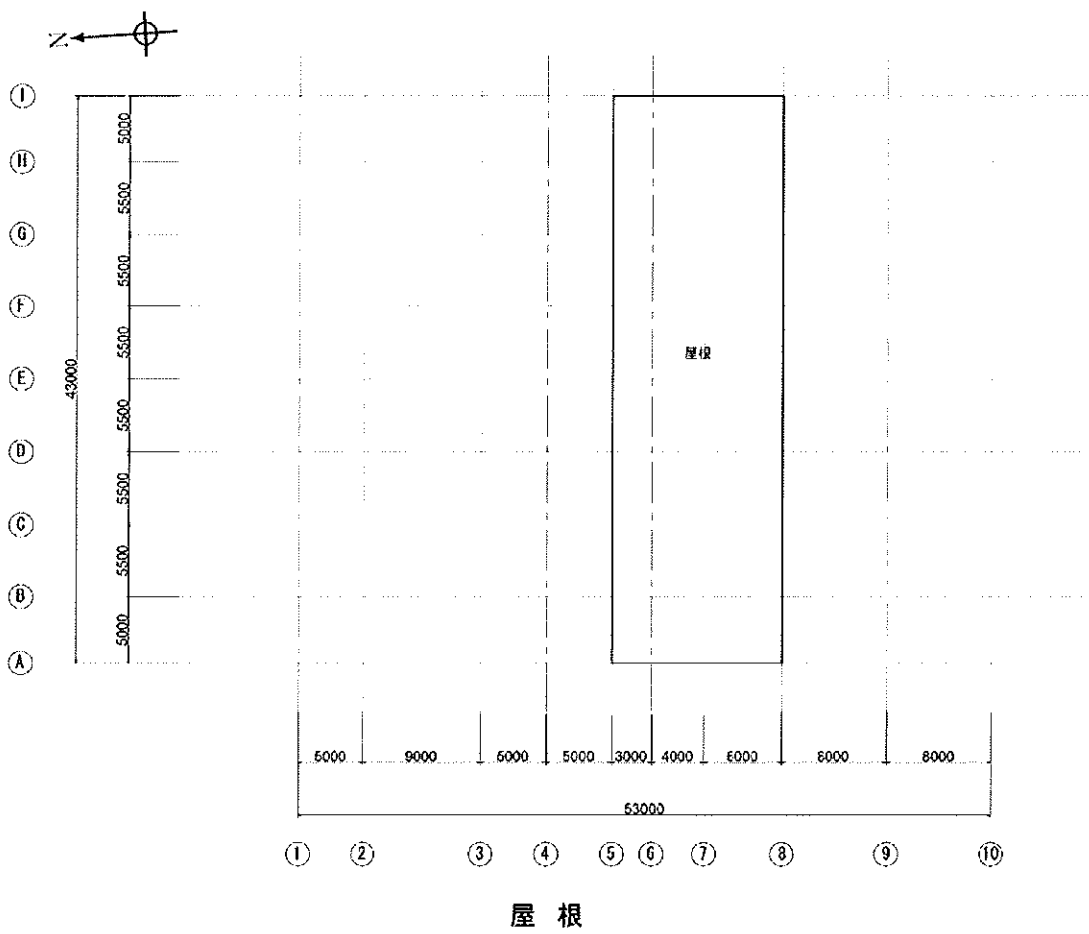
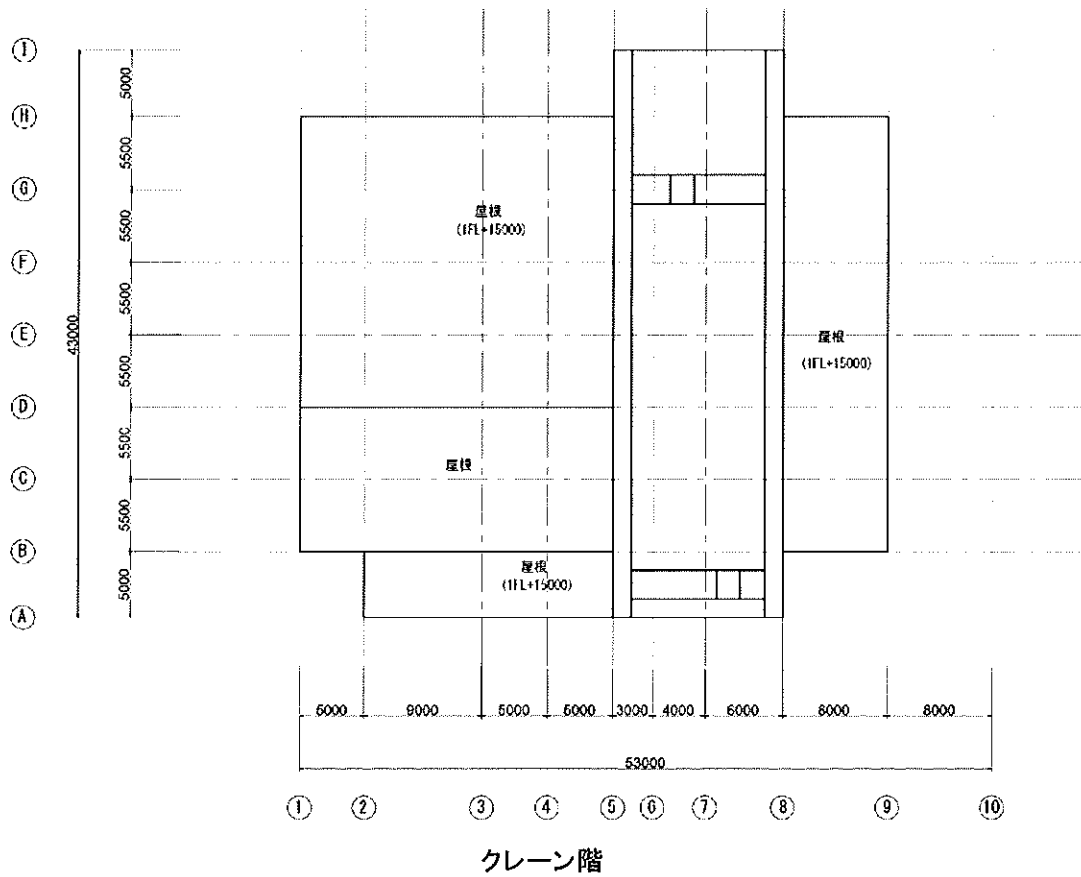


図 1-6 各階平面図(案)(クレーン階、屋根)

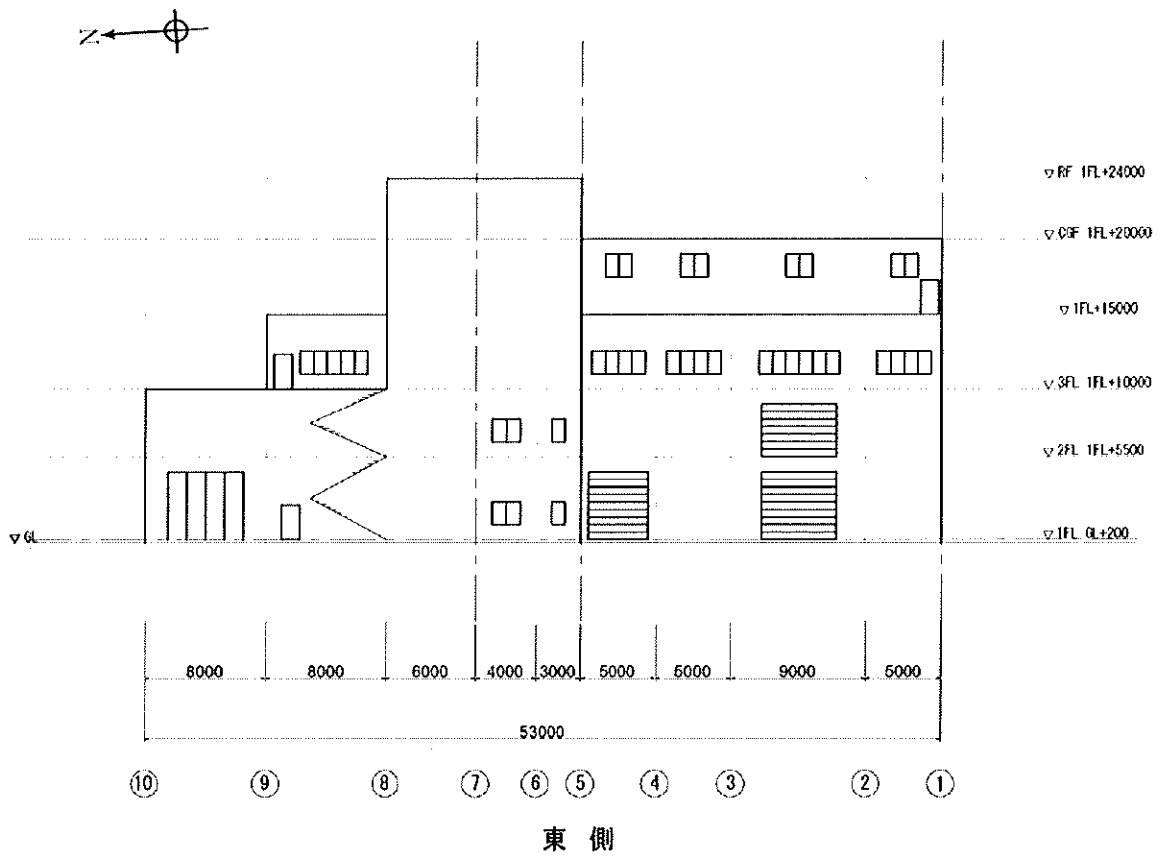
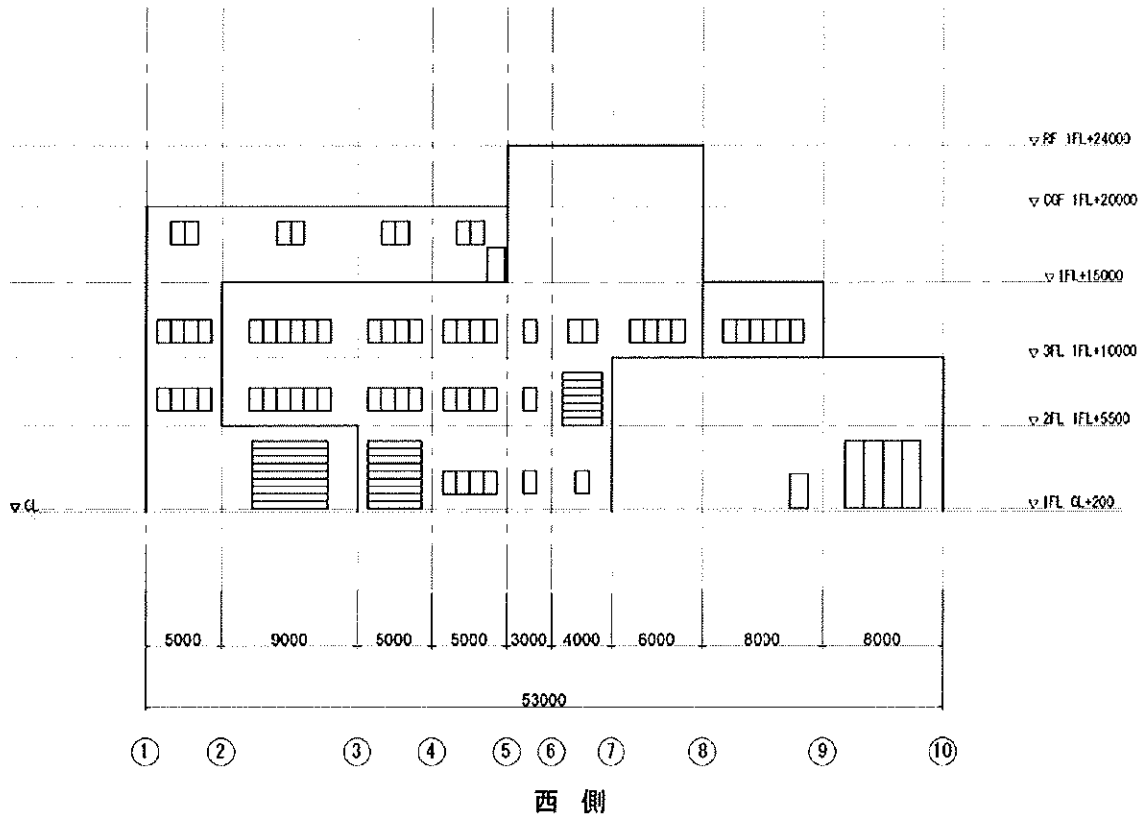


图 1-7 立面图(案)(西側、東側)

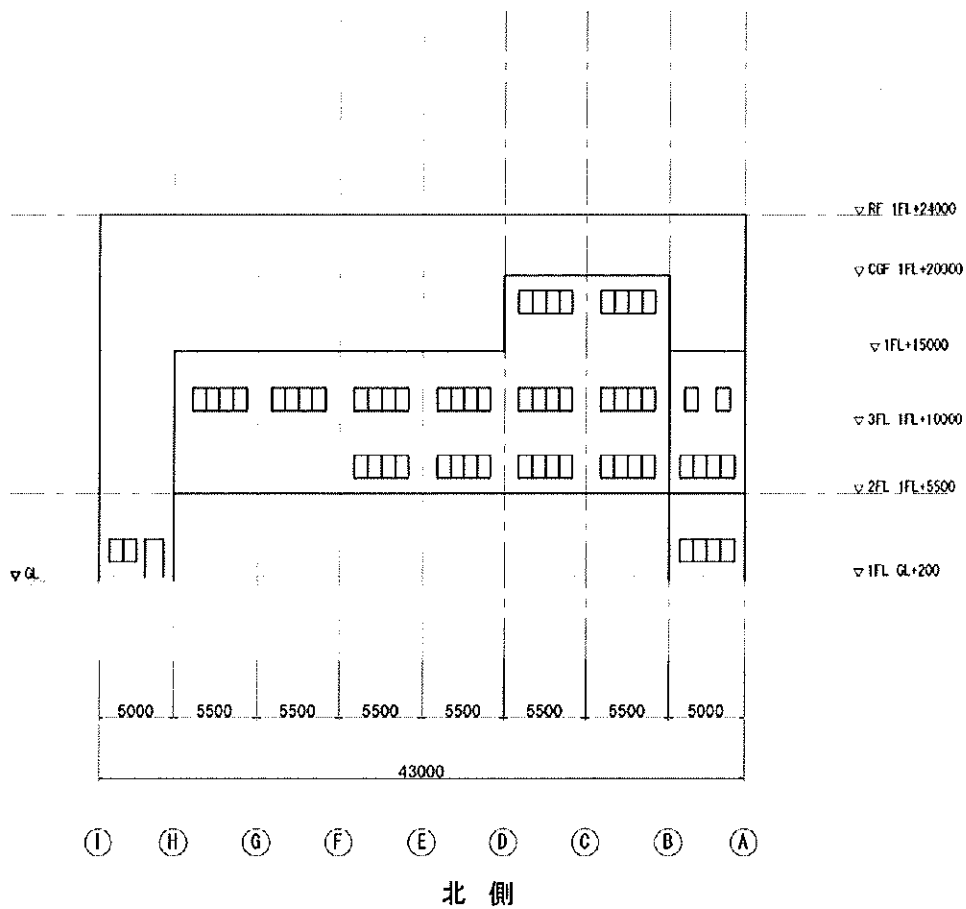
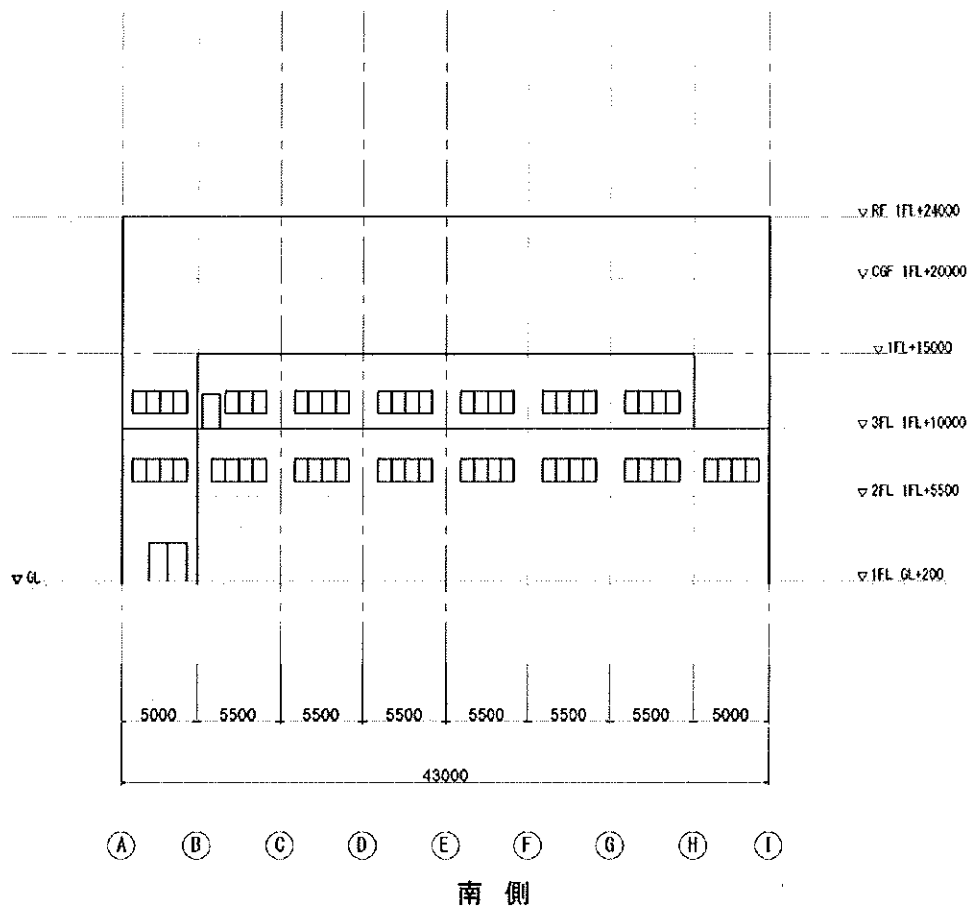


图 1-8 立面图(案)(南侧、北侧)

## 2. 生活環境影響調査(現況調査)項目の選定

本事業の内容及び事業用地周辺の地域特性から、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年9月、環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、破碎・選別施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理した。

その結果、現況調査の項目としては、表 2-1 に示すとおり、大気質、騒音、振動、悪臭、交通量の 5 項目を選定した。

表 2-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響要因		施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目					
大気環境	大気質	粉じん		×		
		二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )				○
		浮遊粒子状物質(SPM)				○
		揮発性有機化合物(VOC)		○		
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
水環境	水質	特定悪臭物質及び臭気指数(臭気濃度)			○	
		生物化学的酸素要求量(BOD)	×			
		または化学的酸素要求量(COD)	×			
		浮遊物質(SS)	×			
	その他必要な項目	×				
交通量	幹線道路(桜街道)及び接続道路の交通量					○

注)○:現況調査を実施する。

×:事業内容及び周辺環境を考慮して影響が軽微である、または影響が無いと考えられるため、現況調査を実施しない。

空欄:破碎・選別施設の標準項目外であり、生活環境影響要因がないため、現況調査を実施しない。

### 2-1 選定した項目及びその理由

#### (1)大気質(施設の稼働に伴う揮発性有機化合物(VOC))

本事業においては、手選別及び圧縮梱包施設の稼働に伴う揮発性有機化合物(VOC)が発生する可能性が考えられることから、施設の稼働に伴う大気質(揮発性有機化合物(VOC))に関する基礎資料を得るために現況を調査する。

#### (2)大気質(廃棄物運搬車両の走行)

本事業においては、廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生が考えられることから、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)に関する基礎資料を得るために現況を調査する。

#### (3)騒音・振動(施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行)

本事業においては、手選別及び圧縮梱包施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動の発生が考えられることから、施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動に関する基礎資料を得るために現況を調査する。

#### (4) 悪臭(施設からの悪臭の漏洩)

本事業においては、手選別及び圧縮梱包施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられることから、施設の稼働に伴う悪臭に関する基礎資料を得るために現況を調査する。

#### (5) 交通量(廃棄物運搬車両の走行)

本事業においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い交通量が増加することから、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響割合を把握する目的で、交通量の現況を調査する。

### 2-2 選定しなかった項目及びその理由

#### (1) 大気質(施設の稼働に伴う粉じん)

本事業において取り扱う廃棄物は容リプラ及びペットボトルであり、粉じんを飛散させるような廃棄物ではない。施設内では資源物の受入や破袋・除袋機、圧縮梱包機の稼働により粉じんが発生することも考えられるが、これら粉じんの発生しやすい場所については、集じん装置を設置し、粉じんを含んだ空気を吸引、除去した後に屋外に排気する。

したがって、施設の稼働に伴う粉じんについては、現況調査の項目として選定しない。

#### (2) 水質(施設排水の排出)

本事業においては、施設利用者や見学者、施設の管理人員の生活系排水、及び設備機器や床洗浄による排水が発生するが、施設からの排水は、生活系については直接下水道に放流し、床洗浄水等の排水については油水分離を行い下水道に放流することから、公共用水域への排水は行わない。

したがって、施設排水の排出による水質については、現況調査の項目として選定しない。

### 3. 文献・資料調査

#### 3-1 事業用地及びその周辺の概況の整理

##### (1)大気質

事業用地周辺の大気質の状況については、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)として事業用地から北側約1.8kmに東大和市奈良橋測定局、南西側約2.6kmに立川市泉町測定局及び東側約4.3kmに小平市小川町測定局が位置しており、常時監視測定を行っている。

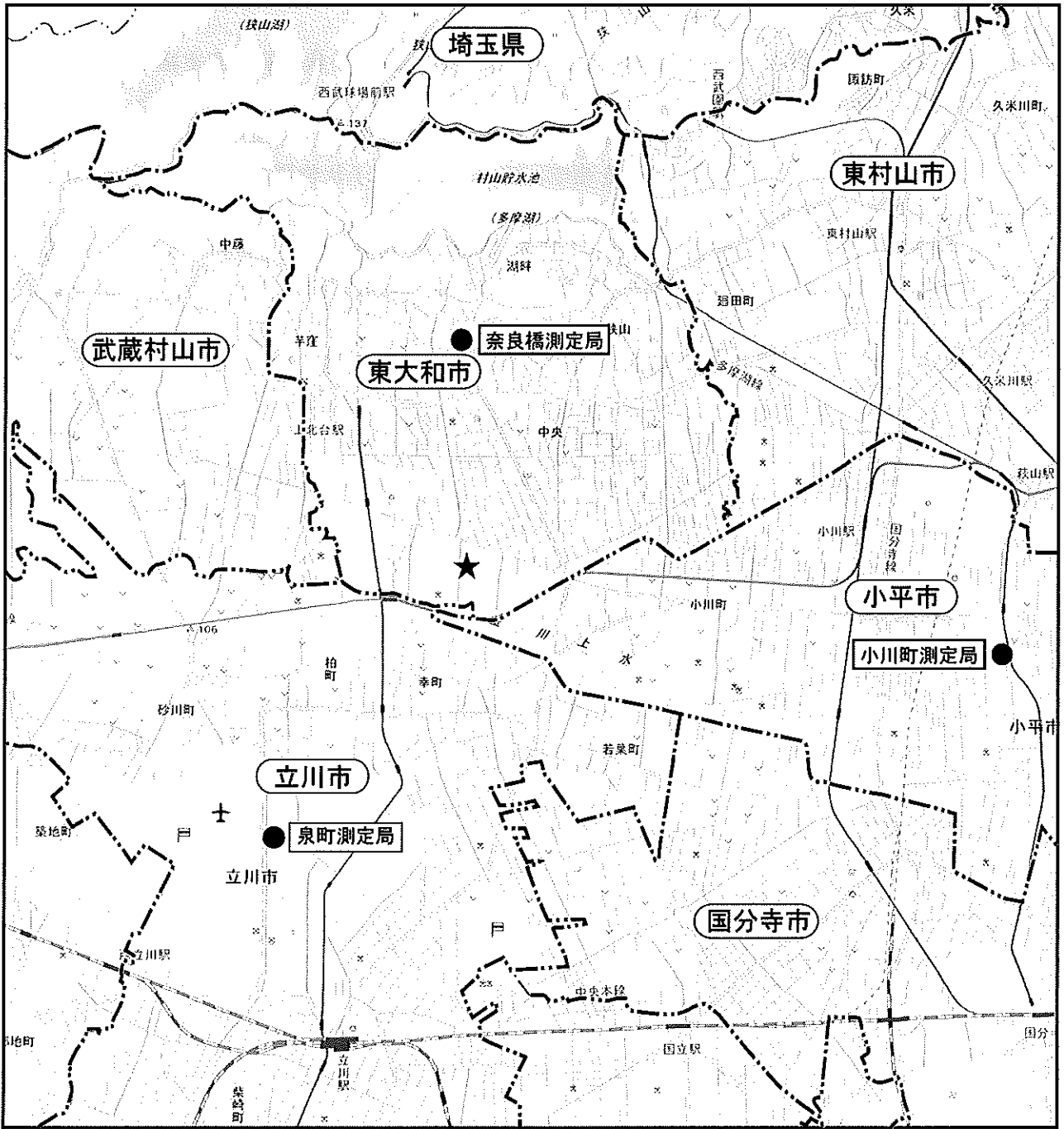
各測定局の概要は表3-1に、測定局の位置は図3-1に示すとおりである。

表 3-1 大気汚染常時監視測定局の概要

測定局名	所在地	測定項目		
		二酸化窒素	浮遊粒子状物質	ベンゼン等
東大和市奈良橋測定局	東大和市奈良橋 4-573	○	○	○
立川市泉町測定局	立川市泉町 1156-9	○	○	-
小平市小川町測定局	小平市小川町 2-1325	○	○	-

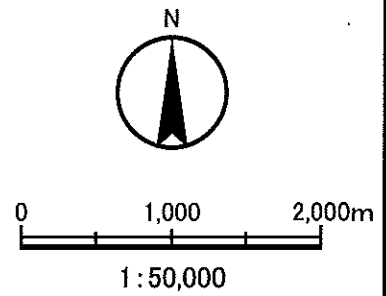
出典:「独立行政法人国立環境研究所 環境数値データベース」(国立環境研究所ホームページ)





凡例

- ★ : 事業用地
- · — · : 都県境
- — — : 市境
- : 一般環境大気測定局



出典:「地理院地図(電子国土Web)」(国土地理院ホームページ)

図3-1 一般環境大気測定局の位置

①大気汚染に係る環境基準項目

各測定局における平成 25 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は表 3-2～3 に、平成 21 年度～25 年度の年平均値の推移は表 3-4～5 に示すとおりである。

各測定局における平成 25 年度の二酸化窒素の測定結果は、日平均値の年間 98%値は 0.029～0.032ppm であり、環境基準を達成していた。浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.054～0.063mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準を達成していた。

経年変化をみると、二酸化窒素の年平均値は 0.013～0.019ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は 0.017～0.031mg/m<sup>3</sup> であり、横ばいもしくは減少傾向にある。

表 3-2 二酸化窒素の測定結果(平成 25 年度)

単位:ppm

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 98%値	環境基準 達成状況	環境基準
東大和市奈良橋測定局	0.013	0.029	○	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下 であること。
立川市泉町測定局	0.015	0.031	○	
小平市小川町測定局	0.014	0.032	○	

注)1.環境基準達成状況覧の○は達成、×は未達成を示す。

2.二酸化窒素の環境基準は、表 3-13 を参照

出典:「東京都一般大気測定局の測定結果」(東京都環境局ホームページ)

表 3-3 浮遊粒子状物質の測定結果(平成 25 年度)

単位:mg/m<sup>3</sup>

測定局名	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準 達成状況	環境基準
東大和市奈良橋測定局	0.018	0.054	○	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
立川市泉町測定局	0.022	0.063	○	
小平市小川町測定局	0.021	0.054	○	

注)1.環境基準達成状況覧の○は達成、×は未達成を示す。

2.浮遊粒子状物質の環境基準は、表 3-13 を参照

出典:「東京都一般大気測定局の測定結果」(東京都環境局ホームページ)

表 3-4 二酸化窒素の経年変化(年平均値)

単位:ppm

測定局名	年度				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
東大和市奈良橋測定局	0.017	0.015	0.014	0.013	0.013
立川市泉町測定局	0.019	0.017	0.016	0.015	0.015
小平市小川町測定局	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014

出典:「東京都一般大気測定局の測定結果」(東京都環境局ホームページ)

表 3-5 浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値)

単位:mg/m<sup>3</sup>

測定局名	年度				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
東大和市奈良橋測定局	0.020	0.019	0.019	0.017	0.018
立川市泉町測定局	0.031	0.026	0.022	0.020	0.022
小平市小川町測定局	0.022	0.020	0.021	0.020	0.021

出典:「東京都一般大気測定局の測定結果」(東京都環境局ホームページ)

②有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準項目

平成 21 年～25 年度の東大和市奈良橋測定局におけるベンゼン等の年平均値の推移は、表 3-6 に示すとおりである。

平成 21 年～25 年の経年変化をみると、ベンゼンは 0.93～1.3  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンは 0.73～1.0  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンは 0.16～0.32  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンは 1.4～1.9  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、全項目で環境基準を達成していた。

表 3-6 ベンゼン等の経年変化(年平均値)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定局名	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	環境 基準
東大和市 奈良橋測定局	ベンゼン	1.3	1.2	0.93	0.98	1.1	3
	トリクロロエチレン	1.0	0.73	0.77	0.75	0.88	200
	テトラクロロエチレン	0.32	0.18	0.18	0.16	0.23	200
	ジクロロメタン	1.9	1.8	1.6	1.4	1.9	150

出典：「東京都有害大気汚染物質測定結果」(東京都環境局ホームページ)

### ③気象

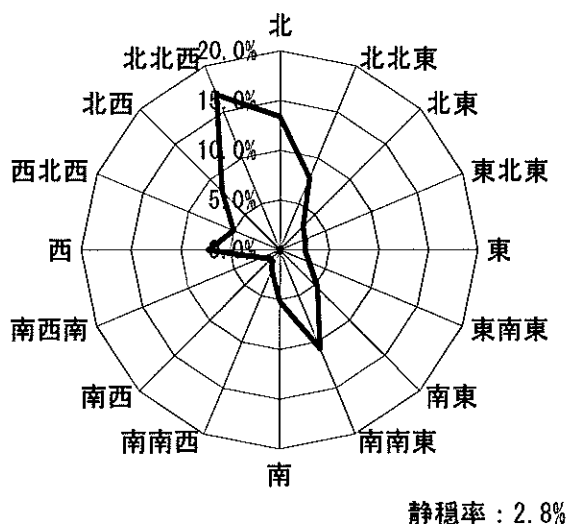
東大和市奈良橋測定局における平成 25 年度の風向・風速、気温及び湿度の状況は、表 3-7 及び図 3-2 に示すとおりである。

風向は、4～7月は北北西、8月～11月は南南東、12月～3月は北寄りの風が卓越しており、年間の最多風向は北北西であった。また、月別平均風速は 1.4～2.8m/s であり、年間の平均風速は 2.0m/s であった。月別平均気温は 3.4～28.4℃であり、年間の平均気温は 15.2℃であった。月別平均湿度は 61.4～78.6%であり、年間の平均湿度は 70.3%であった。

表 3-7 気象の状況(平成 25 年度)

項目 月	風向	風速(m/s)	気温(℃)	湿度(%)
	最多風向	平均風速	平均気温	平均湿度
4月	北北西	2.8	13.3	63.1
5月	北北西	2.4	18.5	68.6
6月	北北西	1.7	22.0	78.2
7月	北北西	1.7	26.8	76.9
8月	南南東	1.7	28.4	74.5
9月	南南東	1.7	23.7	77.3
10月	南南東	1.7	18.4	78.6
11月	南南東	1.4	10.9	72.4
12月	北	1.8	5.6	67.1
1月	北北西	2.1	3.4	61.5
2月	西	2.4	3.4	64.0
3月	北北西	2.6	8.3	61.4
年間	北北西	2.0	15.2	70.3

出典:「東京都大気汚染測定結果」(東京都環境局ホームページ)



注) 静穏率:0.2m/s 以下の風の割合を示す。

出典:「東京都大気汚染測定結果」(東京都環境局ホームページ)

図 3-2 年間風配図(平成 25 年度)

## (2) 騒音

### ① 環境騒音

小平市、東大和市及び武蔵村山市における事業用地周辺の環境騒音については、平成25年度に武蔵村山市において調査を行っている。

環境騒音の測定地点は図 3-3 に、測定結果は表 3-8 に示すとおりである。

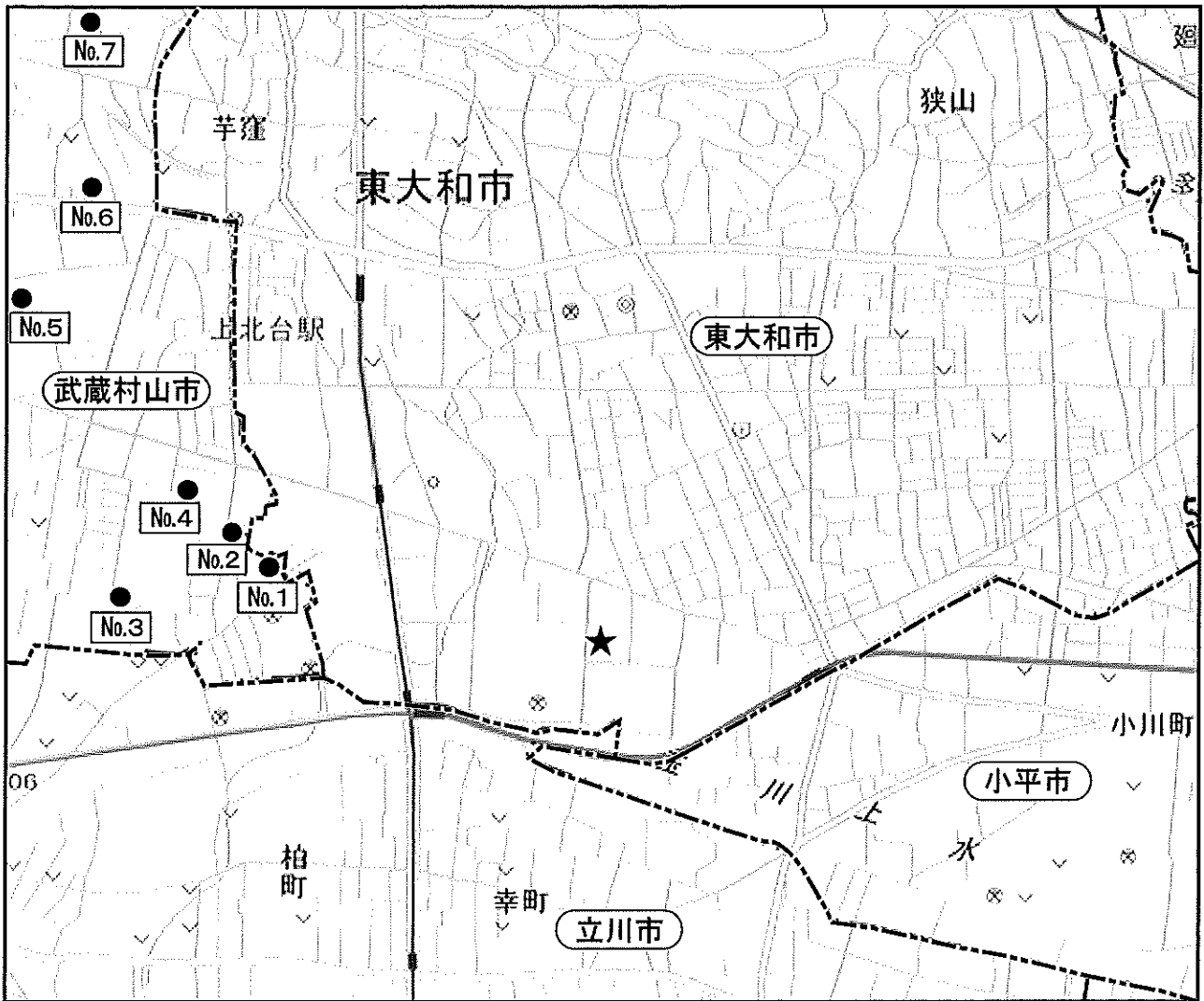
各調査地点の調査結果は、36.7～54.0dB であった。

表 3-8 環境騒音調査結果

単位: dB

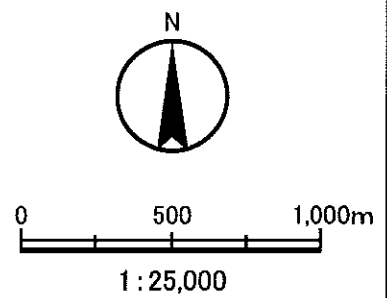
調査地点		調査結果		
		6時～12時	12時～17時	17時～22時
No.1	大南5丁目 48 番地 (都立上水高校北付近)	44.4	42.4	44.2
No.2	大南5丁目 55 番地の1 (大南公園付近)	54.0	51.1	49.1
No.3	大南5丁目1番地の69 (大南地区学習等供用施設)	49.5	44.2	42.2
No.4	大南2丁目 79 番地の1 (市立第4中学校)	36.7	42.9	47.0
No.5	学園4丁目6番地の1 (市立雷塚小学校)	48.5	43.3	51.0
No.6	神明4丁目 109 番地の1 (市立第三中学校東付近)	37.9	42.2	39.8
No.7	神明2丁目 86 番地 (神明社境内)	42.2	43.7	43.2

出典:「武蔵村山市平成 25 年度事務報告」(武蔵村山市ホームページ)



凡例

- ★ : 事業用地
- : 市境
- : 環境騒音調査地点



出典:「地理院地図(電子国土Web)」(国土地理院ホームページ)

図3-3 環境騒音調査地点

## ②道路交通騒音

小平市、東大和市及び武蔵村山市における事業用地周辺の道路交通騒音については、平成 25 年度に各市において調査を行っている。

道路交通騒音の調査地点は図 3-4 に、調査結果は表 3-9 に示すとおりである。

各地点の調査結果は、昼間は 65～75dB、夜間は 60～72dB であり、No.5は夜間、No.3及び No.6は昼間、夜間ともに環境基準を上回っていた。

表 3-9 道路交通騒音調査結果

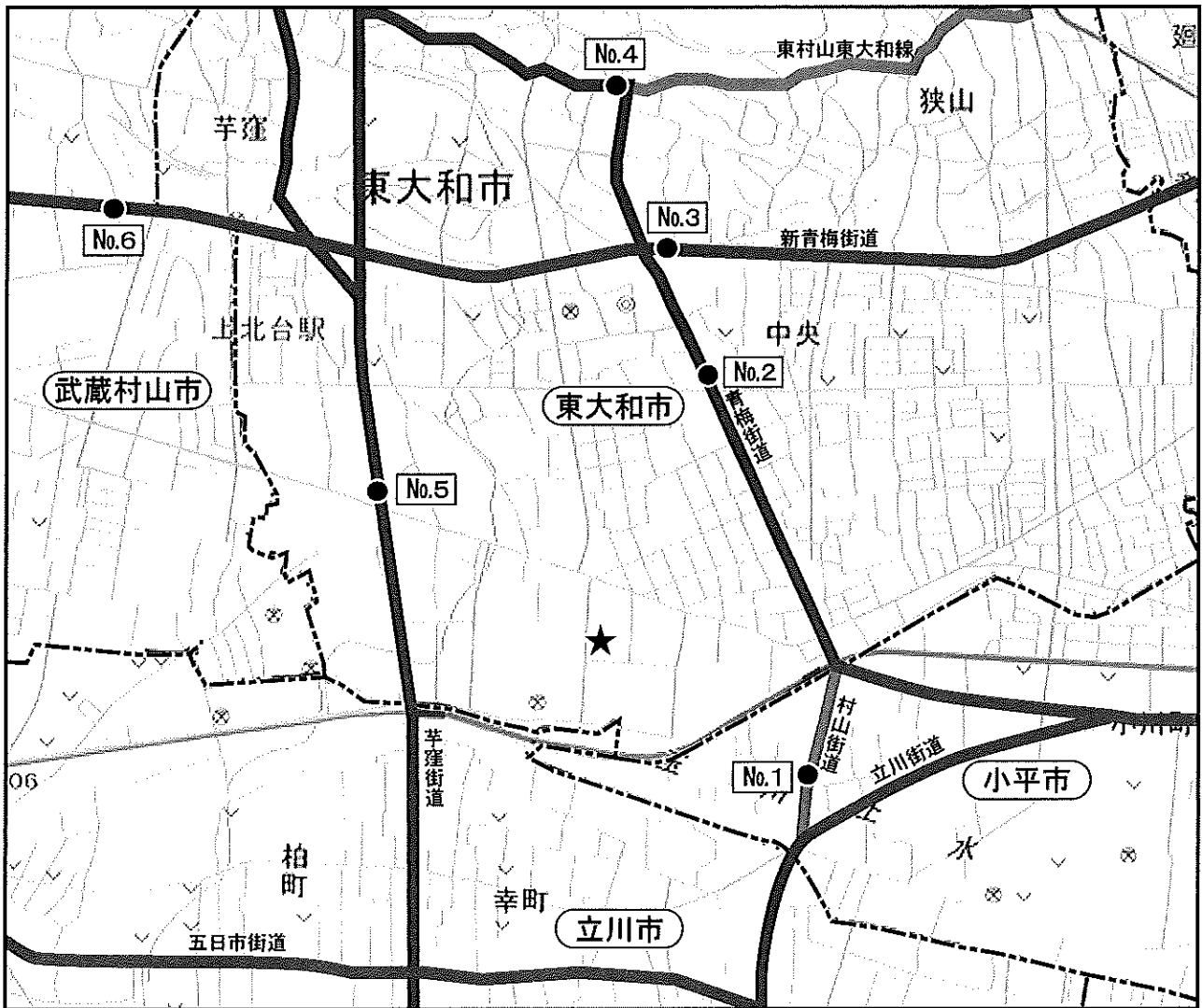
単位：dB

調査地点	調査結果		環境基準	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
No.1 都道 144 号中島十番線 (村山街道)	68	65	70	65
No.2 主要地方道 5 号新宿青梅線 (青梅街道)	67	65	70	65
No.3 主要地方道 5 号新宿青梅線 (新青梅街道)	75	72	70	65
No.4 主要地方道 5 号新宿青梅線 (青梅街道)	65	60	70	65
No.5 主要地方道 43 号立川東大 和線(芋窪街道)	70	67	70	65
No.6 主要地方道 5 号新宿青梅線 (新青梅街道)	75	71	70	65

出典：「平成 26 年度 小平市の環境(平成 25 年度実績)」(小平市ホームページ)

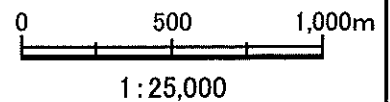
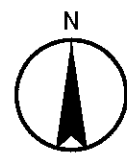
「東大和の環境 平成 25 年度版」(東大和市ホームページ)

「武蔵村山市平成 25 年度事務報告」(武蔵村山市ホームページ)



凡例

- ★ : 事業用地
- : 市境
- : 主要地方道
- : 一般都道
- : 道路交通騒音・振動調査地点



出典:「地理院地図(電子国土Web)」(国土地理院ホームページ)

図3-4 道路交通騒音・振動調査地点



(3)振 動

①道路交通振動

小平市、東大和市及び武蔵村山市における事業用地周辺の道路交通振動については、平成 25 年度に各市において調査を行っている。なお、環境振動については、既存資料は確認されなかった。

道路交通振動の調査地点は図 3-4 に、調査結果は表 3-10 に示すとおりである。

各地点の調査結果は、昼間は 31～55dB、夜間は 31～51dB であり、全ての地点で道路交通振動要請限度を下回っていた。

表 3-10 道路交通振動調査結果

単位: dB

調査地点		調査結果		要請限度	
		昼間 (8時～19時)*	夜間 (19時～8時)*	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
No.1	都道 144 号中島十番線 (村山街道)	50	45	65	60
No.2	主要地方道5号新宿青梅線 (青梅街道)	45	39	65	60
No.3	主要地方道5号新宿青梅線 (新青梅街道)	55	51	65	60
No.4	主要地方道5号新宿青梅線 (青梅街道)	31	31	65	60
No.5	主要地方道 43 号立川東大 和線(芋窪街道)	48	41	70	65
No.6	主要地方道5号新宿青梅線 (新青梅街道)	46	42	65	60

注)※: No.5の時間区分は昼間(8時～20時)、夜間(20時～8時)

出典:「平成 26 年度 小平市の環境(平成 25 年度実績)」(小平市ホームページ)

「東大和の環境 平成 25 年度版」(東大和市ホームページ)

「武蔵村山市平成 25 年度事務報告」(武蔵村山市ホームページ)

(4)悪 臭

小平市、東大和市及び武蔵村山市では、悪臭に係る既存資料は確認されなかった。

## (5) 交通量

小平市、東大和市及び武蔵村山市における事業用地周辺の交通量は、主要地方道5号新宿青梅線(新青梅街道)、主要地方道43号立川東大和線(芋窪街道)において交通量調査が実施されている。平成22年度に実施された事業用地周辺における交通量の調査結果は表3-11に、交通量調査地点は図3-5に示すとおりである。

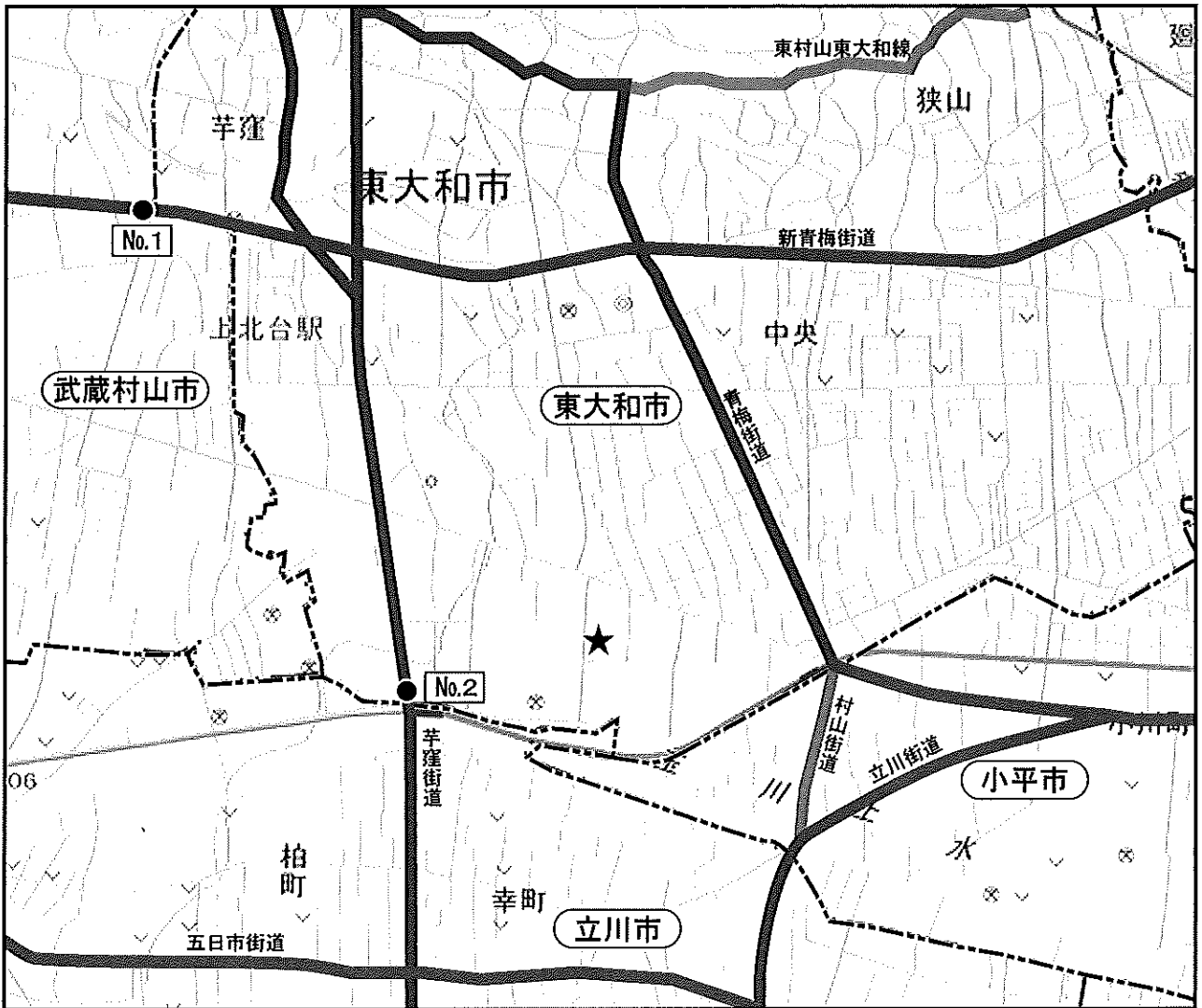
事業用地最寄りの調査地点である主要地方道43号立川東大和線(地点番号:41720)における24時間断面交通量は、17,504台であった。

表3-11 事業用地周辺の交通量の状況(平成22年度)

単位:台

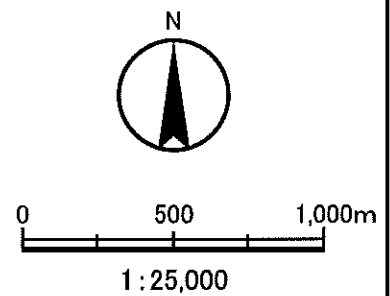
No.	道路区分	路線番号	路線名	交通量観測地点	地点番号	24時間断面交通量		
						小型車	大型車	合計
No.1	主要地方道	5	新宿青梅線 (新青梅街道)	武蔵村山市緑が丘	40180	24,394	5,271	29,665
No.2	主要地方道	43	立川東大和線 (芋窪街道)	東大和市桜が丘4-43-1	41720	15,392	2,112	17,504

出典:「平成22年度道路交通センサス 東京都交通量報告書(平日)」(東京都交通局ホームページ)



凡例

- ★ : 事業用地
- : 市境
- : 主要地方道
- : 一般都道
- : 交通量調査地点



出典:「地理院地図(電子国土Web)」(国土地理院ホームページ)

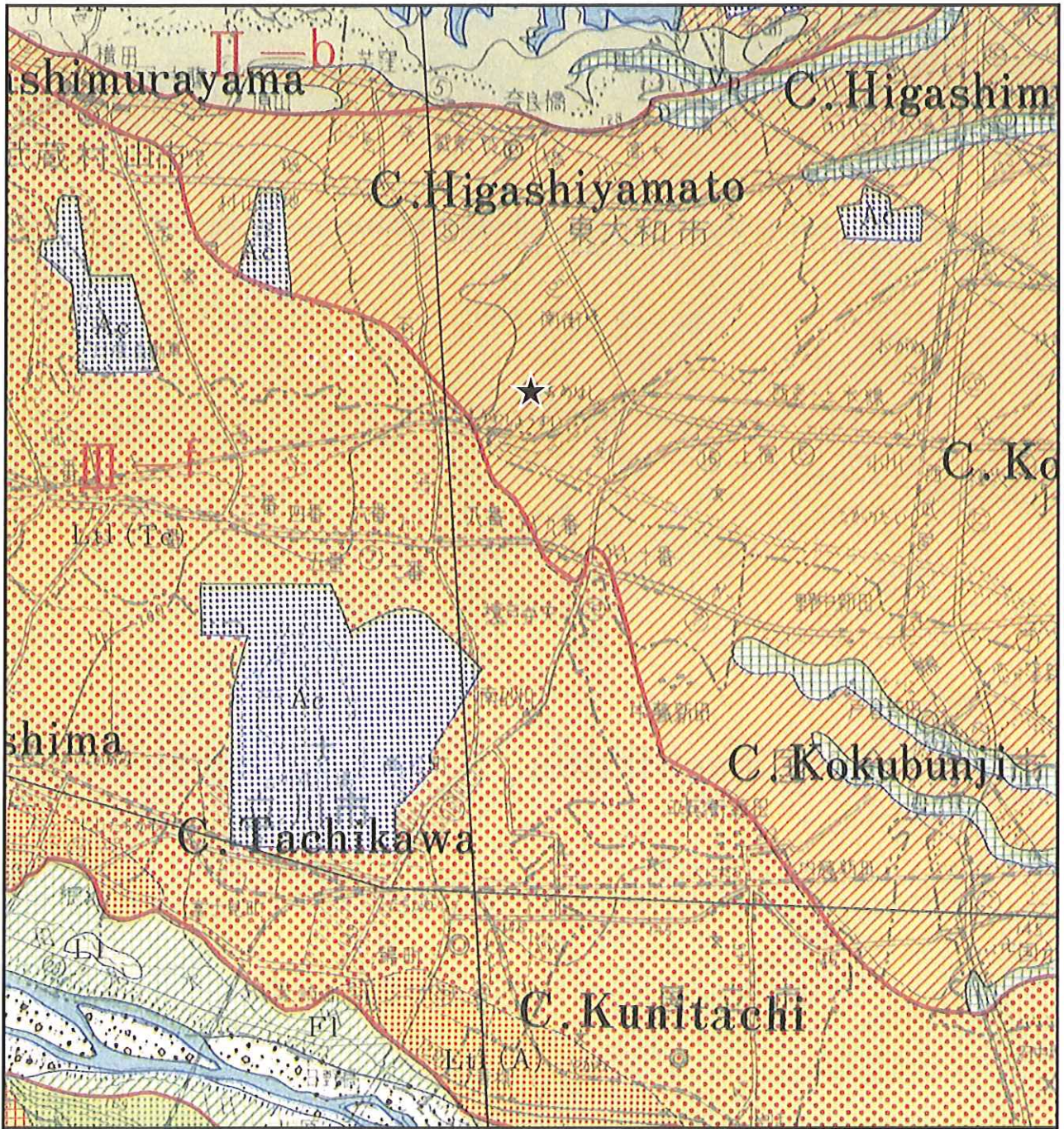
図3-5 交通量調査地点

## 3-2 地域の自然的状況

### (1) 地形・地質

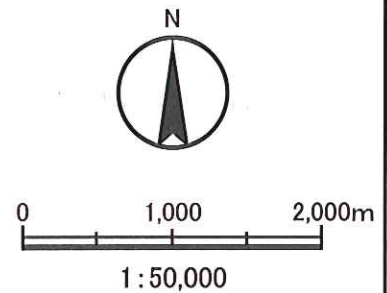
事業用地周辺の地形は、図 3-6 に示すとおりであり、事業用地及びその周辺は武蔵野台地の中位面である武蔵野 I 面に位置する。

事業用地周辺の表層地質は、図 3-7 に示すとおりであり、事業用地及びその周辺は、火山性岩石の武蔵野ローム層に覆われている。



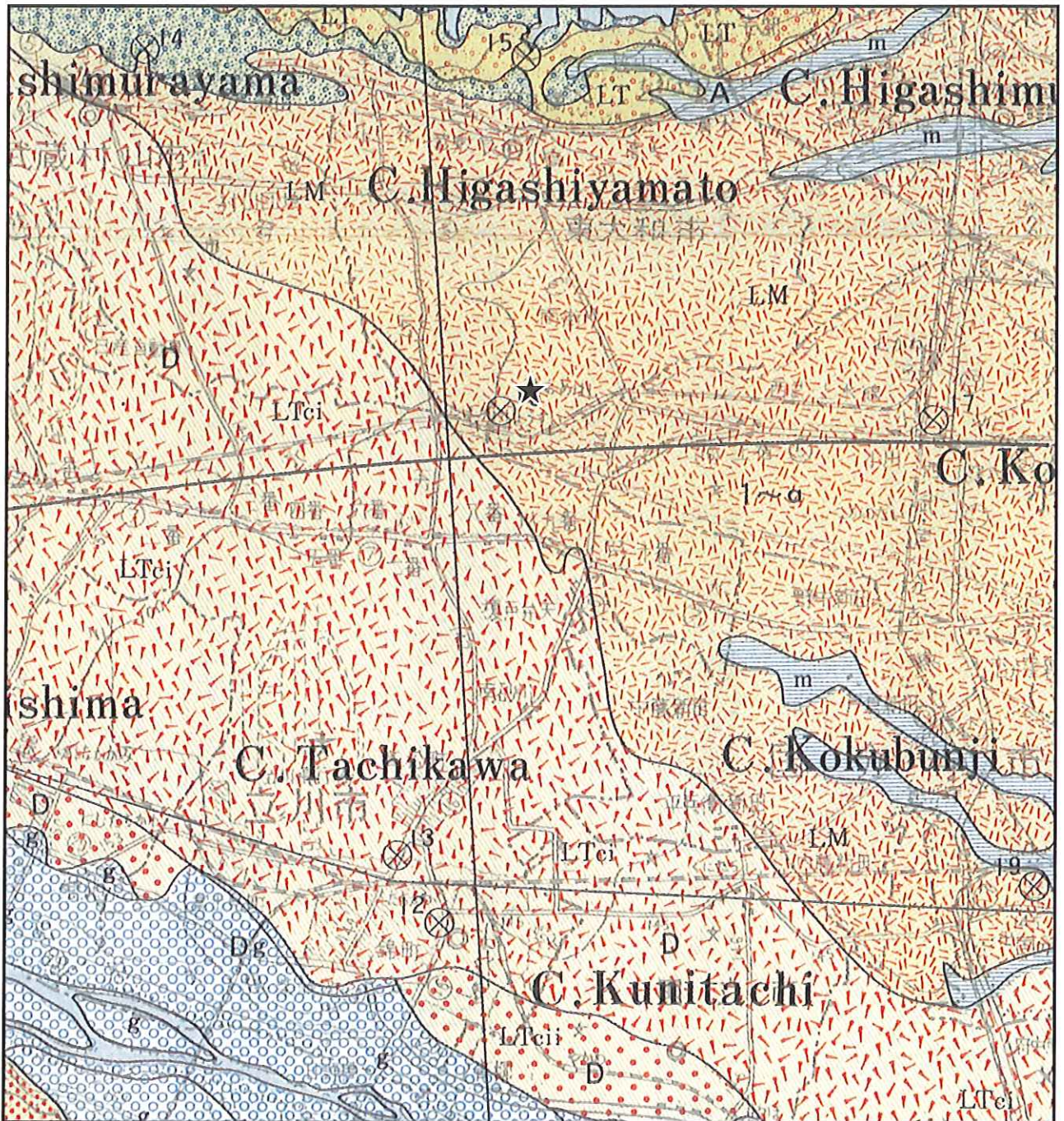
凡例

- ★ : 事業用地
- 丘陵地
  - Hs : 小起伏丘陵地
- 台地・段丘
  - ローム台地
    - L1, L2, L3 : 上位面(下末吉面)
    - L4, L5, L6 : 中位面(武蔵野I面)
    - L7, L8, L9 : 下位面(立川面)
    - L10, L11 : 下位面(青柳面)
- 砂礫台地
  - Gt : 下位面(拝島面以下)
- 低地
  - F1 : 扇状地性低地
  - L1 : 自然堤防・砂州
  - Vp : 谷底平野
  - Ac : 人工改変地
  - 河川敷



出典:「土地分類図(地形分類図)東京都」(昭和51年、財団法人日本地図センター)

図3-6 地形分類図



凡例

★ : 事業用地

火山性岩石

未固結堆積物

g : 礫がち堆積物

m : 泥がち堆積物

半固結堆積物

gsmz : 礫・砂・泥堆積物

LT : ローム(多摩ローム層以上)

LS : ローム(下末吉ローム層以上)

EM : ローム(武蔵野ローム層下部以上)

LTei : ローム(立川ローム層下部以上)

LTeij : ローム(立川ローム層上部)

出典:「土地分類図(表層地質図-平面的分類図)-東京都」  
(昭和51年、財団法人日本地図センター)

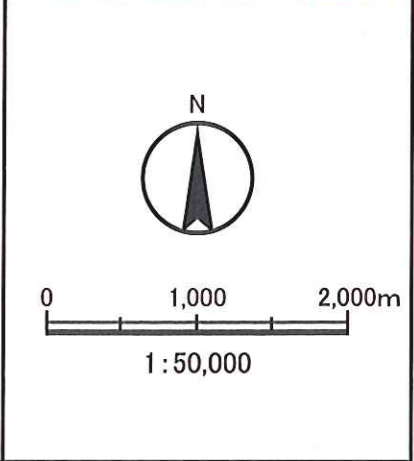


図3-7 表層地質図

### 3-3 地域の社会的状況

#### (1) 土地利用

事業用地は、図 3-8 に示すとおり、東大和市南西部の工業地域に位置しており、西側は第一種住居地域となっている。

また、図 1-2 (p.3) に示すとおり、事業用地の西側は東大和南公園、南側は特別養護老人ホーム、東側は住宅、北側は遊戯場に隣接している。事業用地周辺には商業施設、高層住宅、グラウンド等が立地している。

#### (2) 民家等の分布状況

事業用地周辺の市・町丁別人口及び世帯数は、表 3-12 に示すとおりである。

事業用地が位置する東大和市桜が丘における平成 27 年3月1日現在の人口は 15,370 人、世帯数は 6,092 世帯であった。

事業用地周辺には図 3-9 に示すとおり南側に特別養護老人ホームが隣接しており、最も近い住居は東側に集合住宅が隣接している。

表 3-12 事業用地周辺 3 市の人口及び世帯数

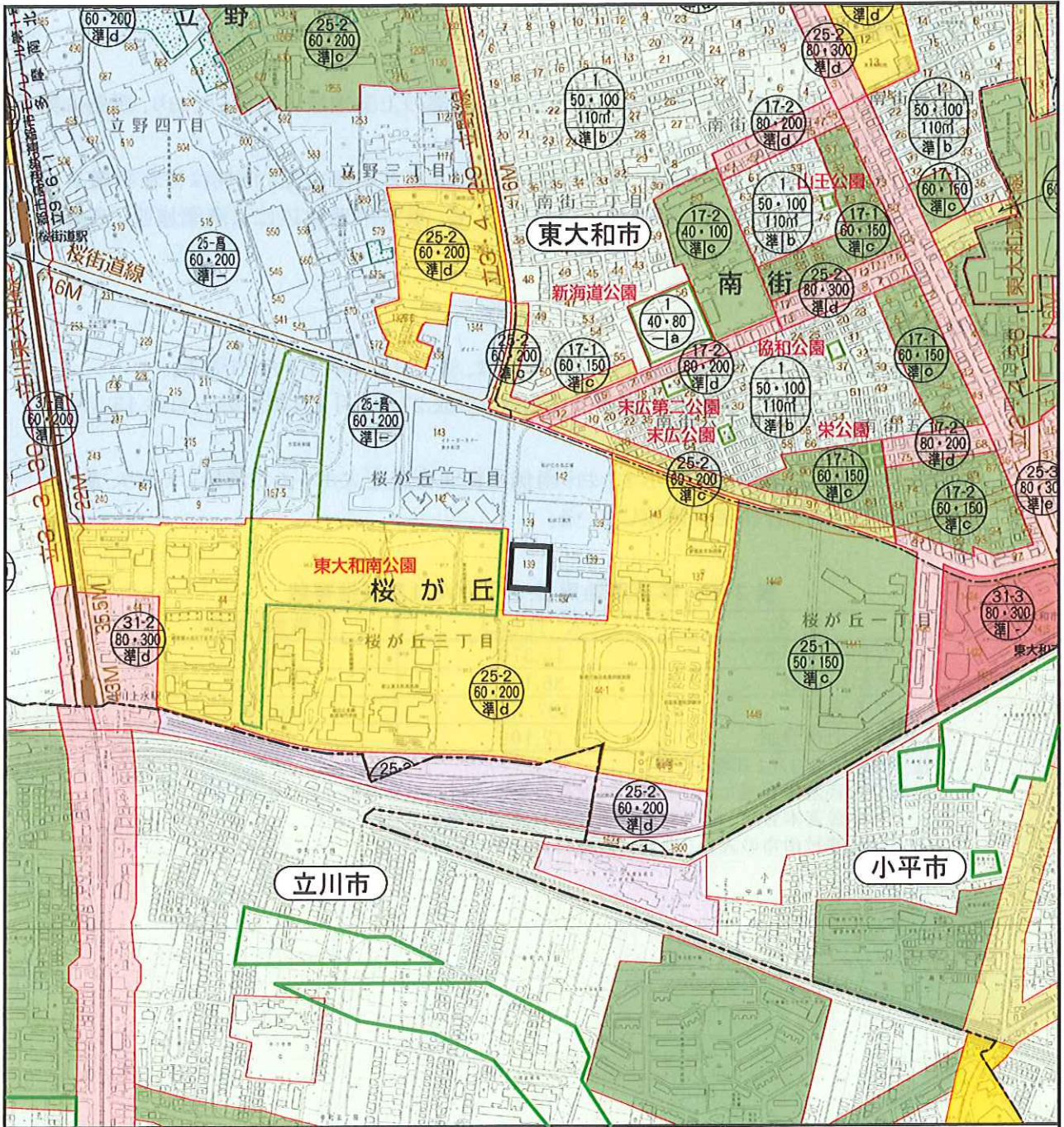
市名	人口(人)	世帯数(世帯)
東大和市桜が丘	15,370	6,092
東大和市合計	86,131	37,768
小平市合計	187,131	86,589
武蔵村山市合計	72,102	30,308

注)平成 27 年3月1日現在

出典:「住民基本台帳における町丁別世帯数及び人口」(小平市ホームページ)

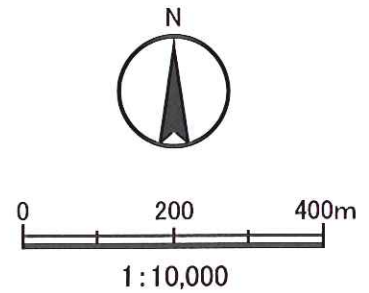
「住民基本台帳 町丁別人口統計表」(東大和市ホームページ)

「武蔵村山市の人口と世帯」(武蔵村山市ホームページ)



凡例

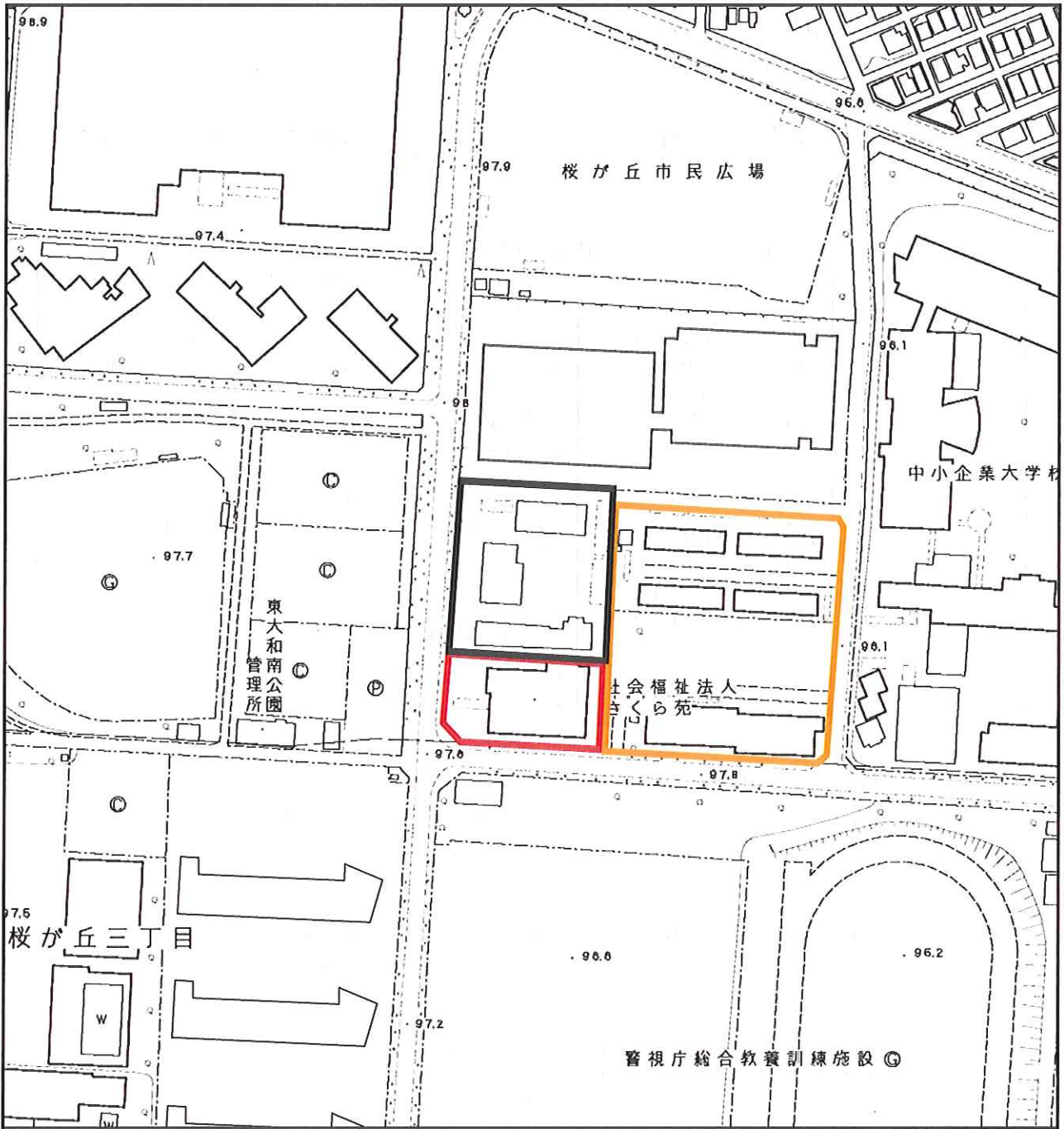
- : 事業用地
- : 市境
- : 商業地域
- : 第一種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 近隣商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域(特別工業地区)
- : 都市計画公園・緑地



出典:「小平市都市計画図」(平成26年4月現在、小平市)  
 「東大和市都市計画図(Ⅰ)」(平成21年3月現在、大和市)  
 「立川市の都市計画図」(平成26年5月現在、立川市)

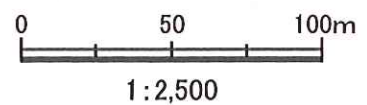
図3-8 都市計画図





凡例

-  :事業用地
-  :最寄りの住居
-  :特別養護老人ホーム



出典:「東京都2500 デジタル白地図-東京都縮尺1/2,500 地形図(平成23 年度版)」  
 (東京都・株式会社ミッドマップ東京)を基に一部修正

図3-9 事業用地周辺の民家等の分布状況

### 3-4 環境関係法令に係る項目

#### (1) 大気質

##### ① 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準は、表 3-13 に示すとおりである。

表 3-13 「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<p>&lt;短期的評価&gt; 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。</p> <p>&lt;長期的評価&gt; 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。</p>

##### ② ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」に基づくベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は表 3-14 に、「環境確保条例」に係る規制基準は表 3-15 に示すとおりである。

表 3-14 「環境基本法」に基づくベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

表 3-15 「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る有害ガスの規制基準

(環境確保条例 第68条 別表第7第3号)

物質	規制基準
ジクロロメタン <sup>※1</sup>	1 作業期間の平均値が 200mg/m <sup>3</sup> N
ベンゼン <sup>※2</sup>	1 作業期間の平均値が 100mg/m <sup>3</sup> N
トリクロロエチレン <sup>※2</sup>	1 作業期間の平均値が 300mg/m <sup>3</sup> N
テトラクロロエチレン <sup>※2</sup>	1 作業期間の平均値が 300mg/m <sup>3</sup> N

注)1.「※1」ジクロロメタンを発生する施設のうちのばい煙施設以外の施設。

2.「※2」メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、ベンゼン、トルエン、キシレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル、ヘキサンのうちいずれか1以上を発生する施設のうちの、ばい煙施設及び炭化水素系物質を貯蔵する施設以外の施設。また、上記物質の合計が800mg/m<sup>3</sup>以下

(2)騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は表 3-16 に、「騒音規制法」及び「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る騒音の規制基準は表 3-17 に示すとおりである。

表 3-16 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)  
 (平成 12 年 3 月 31 日 東京都告示第 420 号)  
 単位: dB

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50以下	40以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
備考	車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。			

< 幹線交通を担う道路\*に近接する空間に関する特例 >

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりである。

昼間		夜間	
70dB以下		65dB以下	
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。		

注)「※」「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路:15m
- ・2車線を越える車線を有する道路:20m

表 3-17 「騒音規制法」及び「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

(環境確保条例第 68 条 別表第 7 五)

(平成 24 年 3 月 31 日 東大和市告示第 29 号、30 号)

単位: dB

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分			
		朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～6時
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 AA 地域※ <sup>1</sup> 前号に接する地先及び水面	40	45	40	40
第二種区域	第一種中高層住居専用地域 (第一種区域を除く。) 第二種中高層住居専用地域 (第一種区域を除く。) 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第1特別地域※ <sup>2</sup> 無指定地域 (第一、第三、第四種区域を除く。)	45	50	45	45
第三種区域	近隣商業地域 (第1特別地域を除く。) 商業地域 (第1特別地域を除く。) 準工業地域 (第1特別地域を除く。) 第2特別地域※ <sup>2</sup> 前号に接する地先及び水面	55	8時～20時 60	20時～23時 55	50
第四種区域	工業地域 (第1、第2特別地域を除く。) 第3特別地域※ <sup>2</sup> 前号に接する地先及び水面	60	70	60	55

1. 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校(含む幼稚園)、保育所、病院、診療所(有床)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50mの区域内(第1～第3特別地域を除く。)の工場又は指定作業場は、当該値から5dBを減じた値を適用する。  
2. 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場は、第 81 条第3項(第 82 条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。

注)1. 「※1」AA 地域とは、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成 12 年 3 月、東京都告示第 420 号)に示す地域。

2. 「※2」特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30m以内の範囲をいう。

(3) 振 動

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は表 3-18 に、「振動規制法」及び「環境確保条例」(平成 12 年 12 月、東京都条例第 215 号)に基づく工場・指定作業場に係る振動の規制基準は表 3-19 に、日常生活等に適用する振動の規制基準は表 3-20 に示すとおりである。

表 3-18 「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度

(振動規制法第 16 条、同法施行規則第 12 条 別表第 2)  
(昭和 52 年 3 月 30 日 東京都告示第 242 号)

単位: dB

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 8 時～19 時	夜 間 19 時～8 時
第一種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域(第二種区域を除く。)	65	60
	第二種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前号に接する地先及び水面	8 時～20 時 20 時～8 時

表 3-19 「振動規制法」及び「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る振動の規制基準

(環境確保条例第 68 条 別表 7 六)

(平成 24 年 3 月 31 日 東大和市告示 33 号、34 号)

単位: dB

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 8 時～19 時	夜 間 19 時～8 時
第一種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域(第二種区域を除く。)	60	55
	第二種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前号に接する地先及び水面	昼 間 8 時～20 時 65

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対する基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内の工場又は指定作業場 当該値から 5 デンベルを減じた値を適用する。
2. 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第 81 条第 3 項(第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。
3. 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場 適用しない。

表 3-20 「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準

(環境確保条例第 136 条 別表 13 二)

単位: dB

区域の区分		時間の区分				
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時			
第一種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域(第二種区域を除く。)	60	55			
	第二種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前号に接する地先及び水面	<table border="1"> <thead> <tr> <th>昼間 8時～20時</th> <th>夜間 20時～8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	昼間 8時～20時	夜間 20時～8時	65
昼間 8時～20時	夜間 20時～8時					
65	60					
学校(含む幼稚園)、保育所、病院、診療所(有床)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該値から 5dB を減じた値とする。						

(4) 悪臭

「悪臭防止法」及び「環境確保条例」に基づく悪臭の規制基準は、表 3-21 に、「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制基準は表 3-22 の示すとおりである。

表 3-21 「悪臭防止法」及び「環境確保条例」に基づく悪臭の規制基準

(環境確保条例第 68 条 別表 7 七)

(平成 24 年 3 月 31 日 東大和市告示第 37 号)

区域の区分	敷地境界線	煙突等気体排出口					排水
		排出口の実高さが 15m 未満			排出口の実高さが 15m 以上		
		排出口の口径が 0.6m 未満	排出口の口径が 0.6m 以上 0.9m 未満	排出口の口径が 0.9m 以上	排出口の実高さが 周辺最大建物高さの 2.5 倍未満	排出口の実高さが 周辺最大建物高さの 2.5 倍以上	
第一種区域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$qt = 275 \times H_0^2$	$qt = 357 \times F_{max}$	臭気指数 26
第二種区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$qt = 436 \times H_0^2$	$qt = 566 \times F_{max}$	臭気指数 28
第三種区域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$qt = 549 \times H_0^2$	$qt = 712 \times F_{max}$	臭気指数 29

注) 1. 区域の区分は、「都市計画法」第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域を以下のとおり区分する。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、無指定地域（第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く）

第二種区域：近隣商業地域、これらの地域に接する地先及び水面

第三種区域：工業地域、これらの地域に接する地先及び水面

- 臭気指数とは、臭気濃度（臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法より求める）の常用対数値に 10 を乗じた数値（臭気指数 =  $10 \times \log$  臭気濃度）。
- qt は、排出ガスの臭気排出強度（単位： $m^3N/min$ ）を表す。
- $H_0$  は、排出口の実高さ（単位：m）を表す。
- $F_{max}$  は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値（単位： $s/m^3N$ ）で、「悪臭防止法施行規則」第 6 条の 2 第 1 号に規定する方法により算出された値を示す。
- 周辺最大建物は、対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの 10 倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。

表 3-22 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の範囲  
(悪臭防止法第4条、同法施行規則第1条 別表1)

No.	特定悪臭物質	規制基準の範囲
1	アンモニア	1ppm 以上 5ppm 以下
2	メチルメルカプタン	0.002ppm 以上 0.01ppm 以下
3	硫化水素	0.02ppm 以上 0.2ppm 以下
4	硫化メチル	0.01ppm 以上 0.2ppm 以下
5	二硫化メチル	0.009ppm 以上 0.1ppm 以下
6	トリメチルアミン	0.005ppm 以上 0.07ppm 以下
7	アセトアルデヒド	0.05ppm 以上 0.5ppm 以下
8	プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以上 0.5ppm 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以上 0.08ppm 以下
10	イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以上 0.2ppm 以下
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以上 0.05ppm 以下
12	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以上 0.01ppm 以下
13	イソブタノール	0.9ppm 以上 20ppm 以下
14	酢酸エチル	3ppm 以上 20ppm 以下
15	メチルイソブチルケトン	1ppm 以上 6ppm 以下
16	トルエン	10ppm 以上 60ppm 以下
17	スチレン	0.4ppm 以上 2ppm 以下
18	キシレン	1ppm 以上 5ppm 以下
19	プロピオン酸	0.03ppm 以上 0.2ppm 以下
20	ノルマル酪酸	0.001ppm 以上 0.006ppm 以下
21	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以上 0.004ppm 以下
22	イソ吉草酸	0.001ppm 以上 0.01ppm 以下



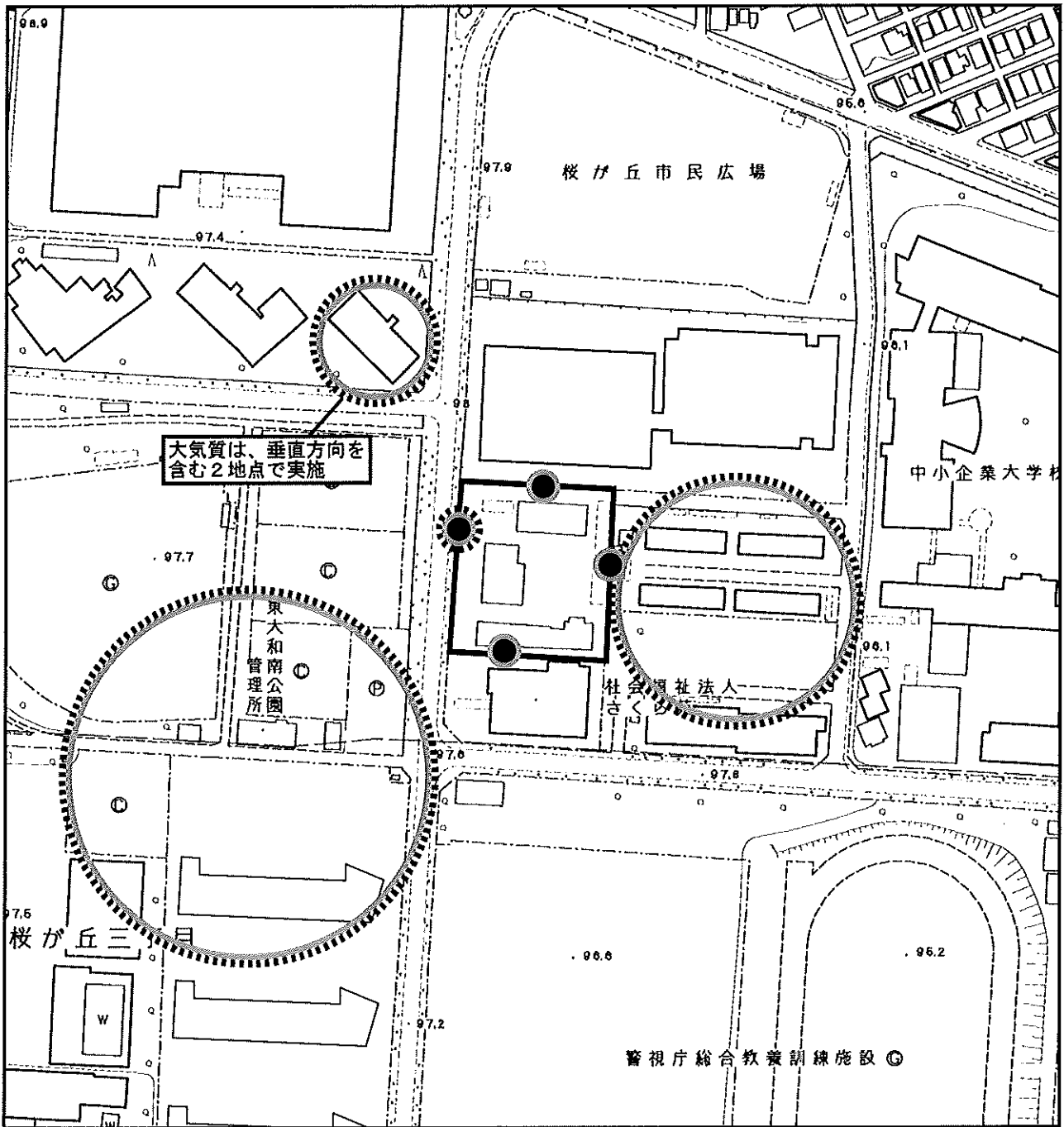
## 4. 現地調査の手法

現地調査の内容は表 4-1、各調査における調査地点の位置は図 4-1～2 に示すとおりである。

表 4-1 現地調査の内容

調査事項	調査期間	調査地点	調査項目	調査方法	
大気質	施設の稼働による影響	・5、8、11、2月の四季 (各一週間連続)	・5地点 (事業用地及び施設周辺の人家等が存在する地域 <sup>※</sup> の位置 (垂直方向を含む))	・総揮発性有機化合物(T-VOC) ・揮発性有機化合物(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月、環境省水・大気環境局 大気環境課)に準じた方法。
	廃棄物運搬車両による影響	・冬季の1回 (一週間連続)	・1地点 (事業用地沿道)	・二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )及び一酸化窒素(NO) ・浮遊粒子状物質(SPM)	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)に準じた方法。 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)に準じた方法。
	気象の状況	・5、8、11、2月の四季 (各一週間連続)	・1地点 (事業用地又はその周辺)	・風向、風速、気温、湿度	地上気象観測指針(平成14年3月、気象庁)に準じた方法。
騒音	施設の稼働による影響	・秋季の1日間 (昼間2回、朝・夕各1回の計4回)	・7地点 (事業用地敷地境界4方向及び周辺の人家等の位置 <sup>※</sup> )	・騒音レベル (等価騒音レベル L <sub>Aeq</sub> 及び L <sub>50</sub> 、L <sub>5</sub> 、L <sub>95</sub> )	JIS-Z-8731 に準じた方法。
	廃棄物運搬車両による影響	・秋季の1日間 (昼間2回、朝・夕各1回の計4回、等価騒音レベルは朝から夕時間帯までの連続測定)	・1地点 (事業用地沿道の敷地境界)	・道路交通騒音レベル (等価騒音レベル L <sub>Aeq</sub> )	JIS-Z-8731 に準じた方法。
振動	施設の稼働による影響	・秋季の1日間 (騒音と同時時間帯の計4回)	・4地点 (事業用地敷地境界4方向)	・環境振動レベル (L <sub>10</sub> 、L <sub>50</sub> 、L <sub>90</sub> )	JIS-Z-8735 に準じた方法。
	廃棄物運搬車両による影響	・秋季の1日間 (昼間4回)	・1地点 (事業用地沿道の敷地境界)	・道路交通振動レベル (L <sub>10</sub> 、L <sub>50</sub> 、L <sub>90</sub> ) ・地盤卓越振動数	JIS-Z-8735 に準じた方法。 大型車単独走行時の振動加速度レベルを 1/3 オクターブバンド分析器により 10 台測定する方法。
悪臭	施設からの悪臭の漏洩	・夏季の1日間 (3回)	・9地点 (事業用地敷地境界及び周辺の人家等の位置 <sup>※</sup> )	・特定悪臭物質濃度 (22物質)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月、環境庁告示第9号)に準じた方法。
				・臭気指数(臭気濃度)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」(平成7年9月、環境庁告示第63号)に準じた方法。
交通量	交通量の状況	・秋季の1日間 (7時～19時の12時間)	・5地点 (接続道路1地点、廃棄物運搬車両の走行経路4地点)	・交通量 (小型車、大型車、二輪車)	時間別、車種別(大型車、小型車、二輪車)にハンドカウンターを用いて計測する方法。

注)※:調査地点は、地域住民と協議のうえ設定する。



凡例



:事業用地



:大気質調査地点(施設の稼働)

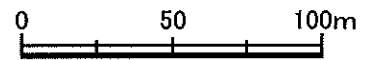


:騒音調査地点(施設の稼働)



:振動調査地点(施設の稼働)

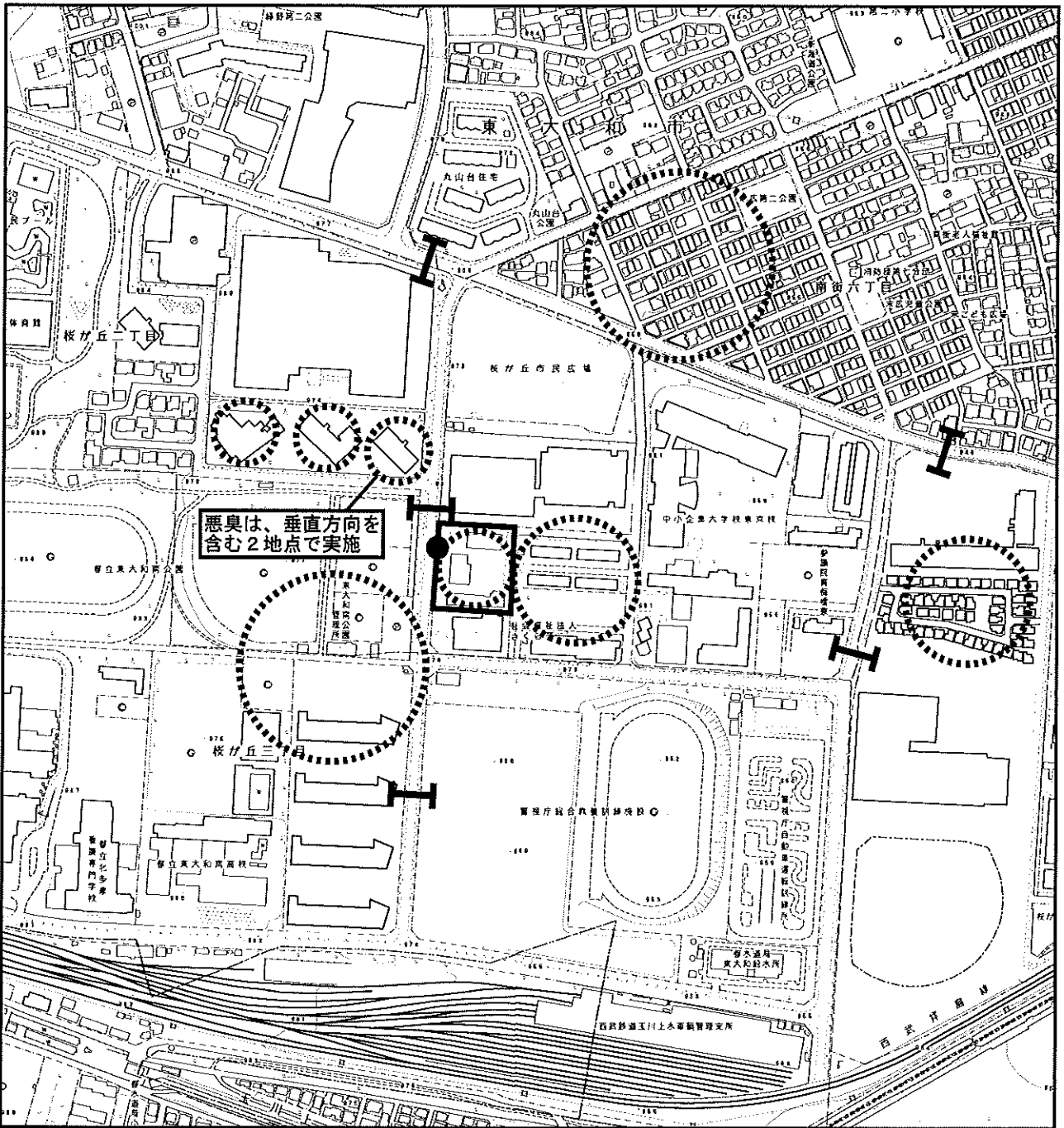
※風向、風速は、事業用地内又はその周辺にて調査する。  
気温、湿度は、事業用地内で調査する。







1:2,500

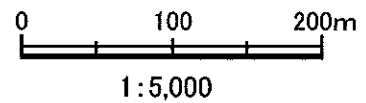
出典:「東京都2500 デジタル白地図-東京都縮尺1/2,500 地形図(平成23 年度版)」  
(東京都・株式会社ミッドマップ東京)を基に一部修正

図4-1 大気質・騒音・振動(施設の稼働)調査地点図



凡例

-  : 事業用地
-  : 大気質・騒音・振動調査地点(廃棄物運搬車両)
-  : 悪臭調査地点(悪臭の漏洩)
-  : 交通量調査地点



出典:「東京都2500 デジタル白地図-東京都縮尺1/2,500 地形図(平成23 年度版)」  
(東京都・株式会社ミッドマップ東京)を基に一部修正

図4-2 大気質・騒音・振動(廃棄物運搬車両)、悪臭(悪臭の漏洩)、交通量調査地点図

## 5. 調査スケジュール

現況調査のスケジュールは、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 現況調査スケジュール

調査事項	年月	平成 27 年									平成 28 年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
大気質	施設の稼働による影響		○				○			○			○	
	廃棄物運搬車両による影響												○	
	気象の状況		○				○			○			○	
騒音	施設の稼働による影響									○				
	廃棄物運搬車両による影響									○				
振動	施設の稼働による影響									○				
	廃棄物運搬車両による影響									○				
悪臭	施設からの悪臭の漏洩						○							
交通量	交通量の状況									○				